

平成 28 年 11 月 9 日  
消 費 者 庁

平成 27 年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査の結果について

内部の職員等からの通報・相談窓口設置率は、府省庁及び都道府県は 100%であるが、市区町村は 52.1%となっている。

外部の労働者からの通報・相談窓口設置率は、府省庁は 100%であるが、都道府県は 95.7%、市区町村は 30.7%となっている。

1. 調査概要

(1) 調査目的

府省庁（外局を含む）、都道府県、市区町村を対象に、平成 28 年 3 月 31 日時点（平成 27 年度）における通報・相談窓口の設置状況や通報の受理等の件数等、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の施行状況を調査し、公益通報者保護制度の円滑な運用と実効性の向上を図るための基礎資料とする。

(2) 調査対象、調査方法及び回答率等

各府省庁（39 機関（外局 19 機関を含む。）」<sup>1</sup>、各都道府県（47 機関）、各市区町村（1,741 機関）<sup>2</sup>に対し調査票を発送し、合計 1,797 機関（98.4%）から回答が得られた。行政機関種別ごとの回答率等は、府省庁（39 機関：100%）、都道府県（47 機関：100%）、市区町村（1,711 機関：98.3%）であった。

(3) 主な調査項目

- 通報・相談窓口の設置状況
- 通報の受理件数 等

\* 内部の職員等からの通報及び外部の労働者からの公益通報それぞれにつき上記項目等を調査

<sup>1</sup> 府省庁（外局）の内訳： 内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省（公害等調整委員会、消防庁）、法務省（公安審査委員会、公安調査庁）、外務省、財務省（国税庁）、文部科学省（文化庁、スポーツ庁）、厚生労働省（中央労働委員会）、農林水産省（林野庁、水産庁）、経済産業省（資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁）、国土交通省（運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁）、環境省（原子力規制委員会）、防衛省（防衛装備庁）。括弧内は外局。

<sup>2</sup> 市区町村（1,741 機関）の内訳： 市 790 機関、区 23 機関、町 745 機関、村 183 機関。

## 2. 調査結果のポイント

### (1) 内部の職員等からの通報への対応

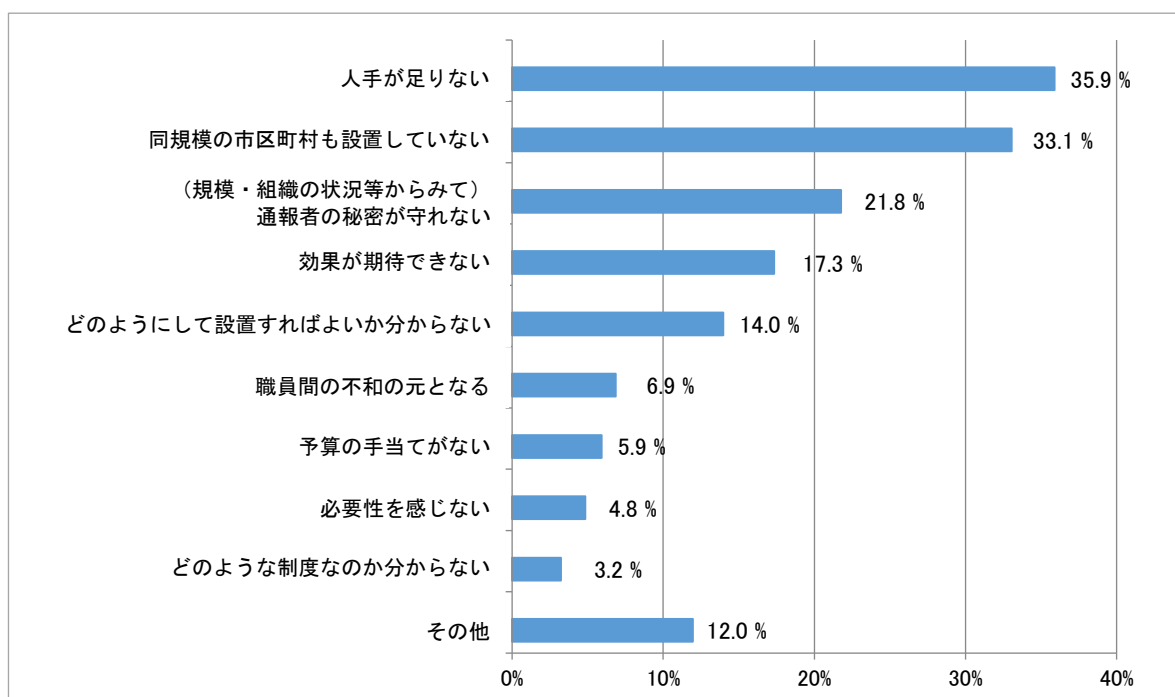
- ・通報・相談窓口の設置率は、府省庁及び都道府県 100%、市区町村 52.1%であった。
- ・また、庁外の窓口（弁護士事務所等）の設置率は、府省庁 100%、都道府県 70.2%、市区町村は、通報・相談窓口を「設置している」と回答した市区町村のうちの 14.7%であった。

内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況

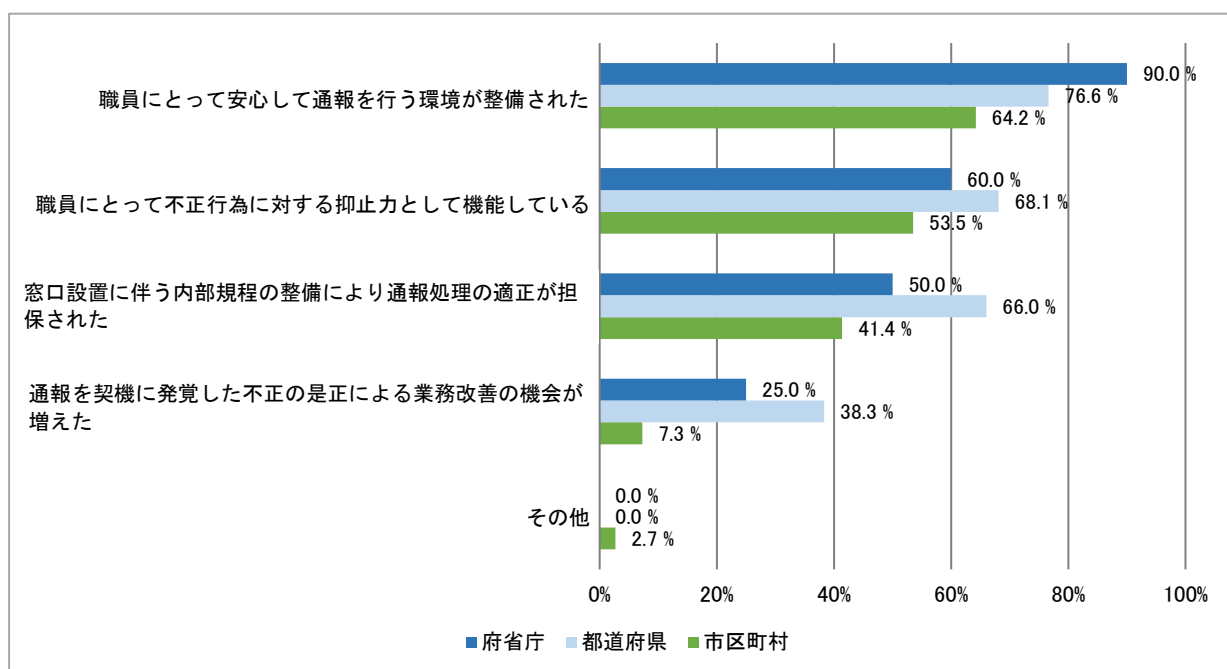
	設置している行政機関の数（割合%）
府省庁（N=20）	20（100 %）
都道府県（N=47）	47（100 %）
市区町村（N=1,711）	891（52.1%）

\* 各都道府県の管内市区町村における通報・相談窓口設置状況については参考1参照

- ・市区町村における通報・相談窓口の未設置の理由（複数回答）は、「人手が足りない」（35.9%）、「同規模の市区町村も設置していない」（33.1%）の割合が高いほか、「どのようにして設置すればよいか分からない」（14.0%）、「予算の手当てがない」（5.9%）といった回答もあった。



- ・「通報窓口を設置して得られたメリット（複数回答）」（新規調査項目）で最も多いものは、府省庁、都道府県、市区町村いずれも「職員にとって安心して通報を行う環境が整備された」であり、以下、「職員にとって不正行為に対する抑止力として機能している」、「窓口設置に伴う内部規程の整備により通報処理の適正が担保された」、「通報を契機に発覚した不正の是正による業務改善の機会が増えた」の順となっている。



## （２）外部の労働者からの通報への対応

- ・通報・相談窓口の設置率は、府省庁 100%、都道府県 95.7%、市区町村 30.7%であった。

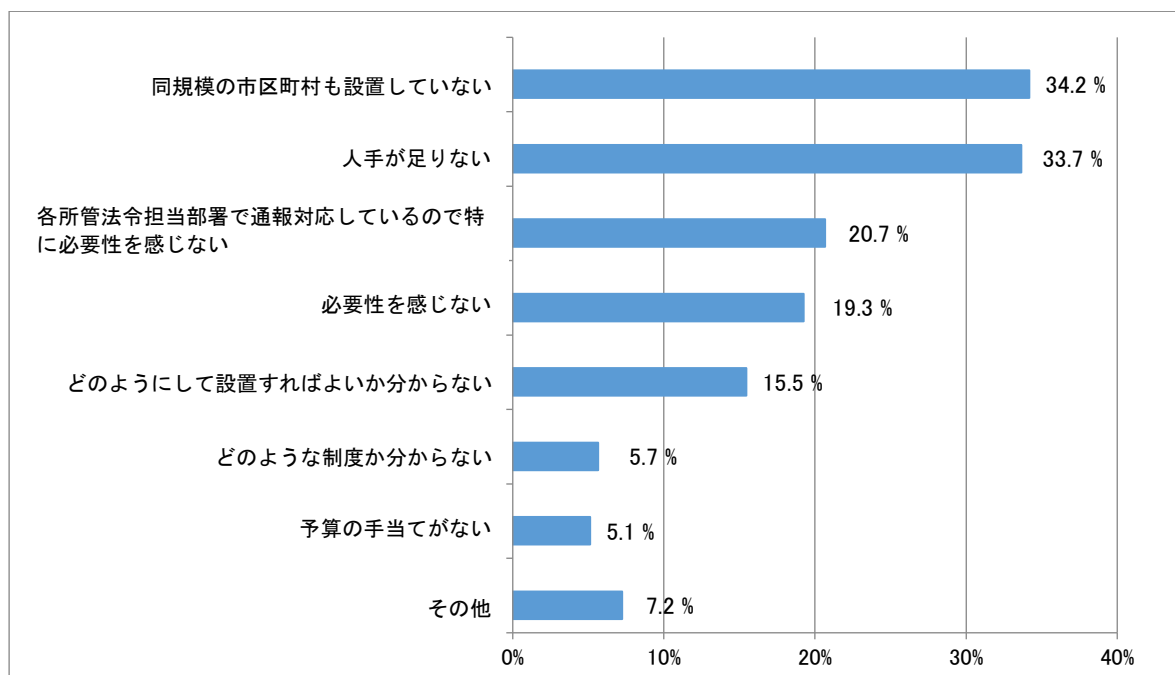
外部の労働者からの通報・相談窓口の設置状況

	設置している行政機関の数（割合%）
府省庁（N=19） <sup>3</sup>	19（100%）
都道府県（N=47）	45（95.7%）
市区町村（N=1,711）	526（30.7%）

\* 各都道府県の管内市区町村における通報・相談窓口設置状況については参考2参照

<sup>3</sup> 公益通報者保護法の対象法律を所管していない人事院は、当該項目の調査対象外としている。

- ・ 市区町村における通報・相談窓口の未設置の理由（複数回答）は、「同規模の市区町村も設置していない」（34.2%）、「人手が足りない」（33.7%）の割合が高いほか、「どのようにして設置すればよいか分からない」（15.5%）、「予算の手当てがない」（5.1%）といった回答もあった。



- ・ 平成 27 年度中に全行政機関が受け付けた外部の労働者からの公益通報は、受理件数 4,598 件（4,285 件）、調査着手件数 4,348 件（4,099 件）、是正措置件数 3,331 件（3,200 件）であった。

\* 括弧内は前年度件数

本調査についての問合せ先：

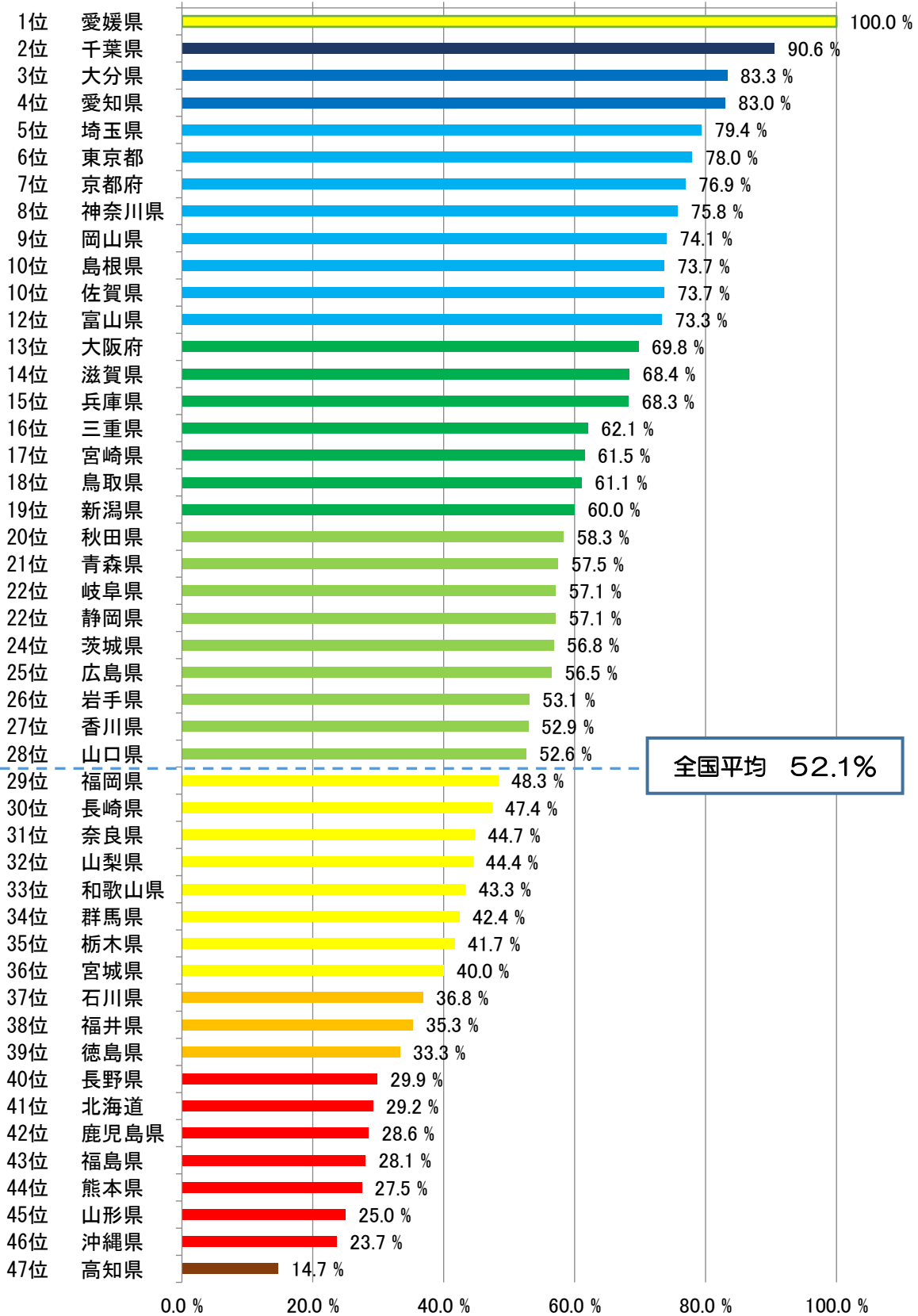
消費者庁 消費者制度課 川野、梅津

TEL 03 - 3507 - 8800（内線 2118）

FAX 03 - 3507 - 9283

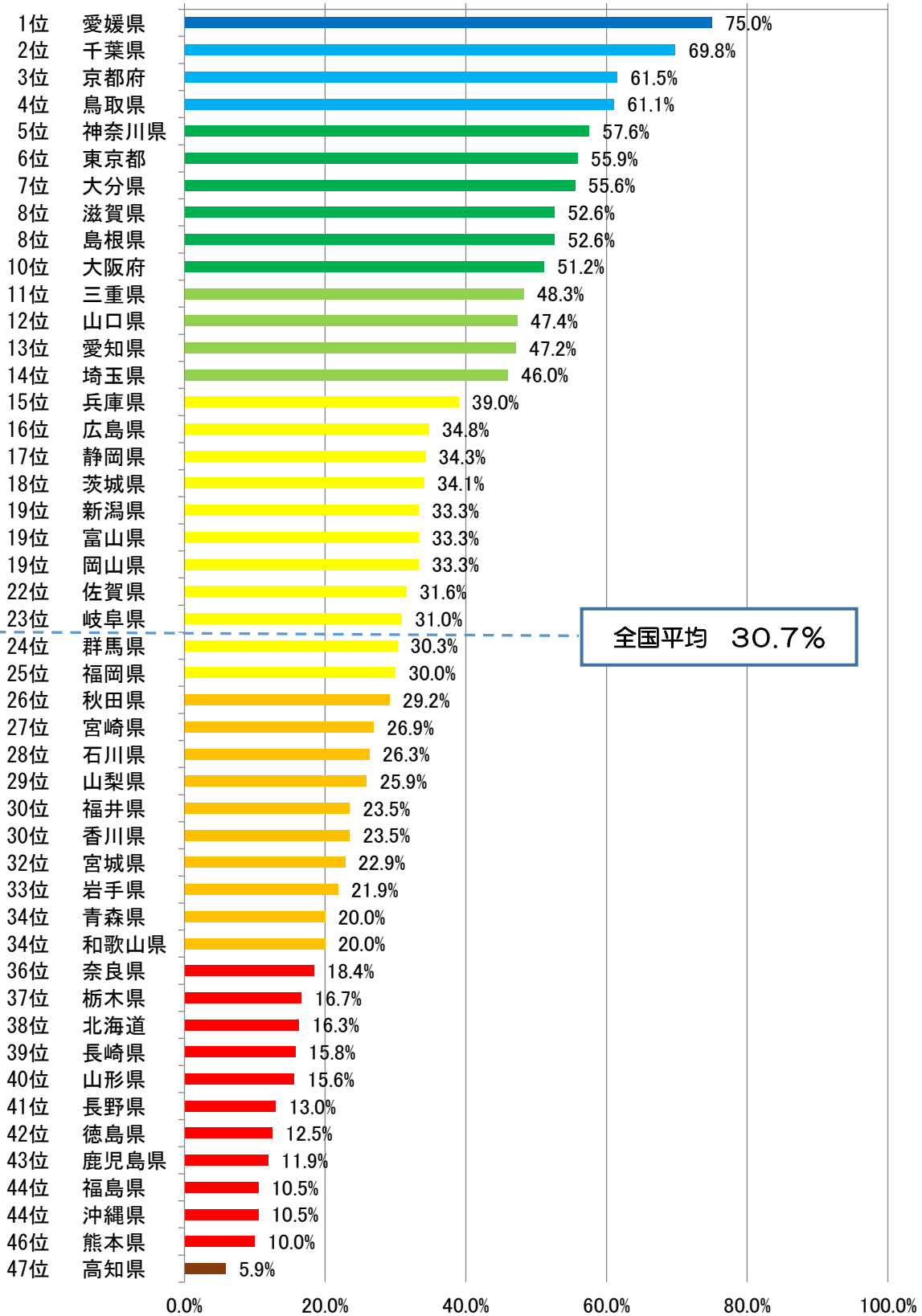
### 各都道府県の管内市区町村における 内部の職員等からの通報・相談窓口設置状況

平成 28 年 3 月 31 日現在



### 各都道府県の管内市区町村における 外部の労働者からの通報・相談窓口設置状況

平成 28 年 3 月 31 日現在



## 【平成27年度】行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査

### I. 内部の職員等からの通報

1. 通報・相談窓口の設置状況	1
(1) 府省庁、都道府県、市区町村別	1
(2) 市区、町、村別	2
2. 通報・相談窓口の設置時期	3
3. 通報窓口を設置して得られたメリット	4
4. 通報・相談窓口の未設置の理由	5
5. 内部規程の未制定の理由	6
6. 庁外窓口の設置状況	7
7. 通報対象事実の範囲	8
8. 職員への周知の有無	9
9. 全職員への研修の有無	10
10. 府省庁における取組状況一覧	11
11. 都道府県における取組状況一覧	14
(1) 知事部局	14
(2) 教育委員会	15
(3) 警察本部	16
12. 政令指定都市における取組状況一覧	17
13. 市区町村における内部の職員等からの通報受理件数等	17

### II. 外部の労働者からの公益通報

1. 通報・相談窓口の設置状況	18
2. 通報・相談窓口の未設置の理由	19
3. 職員への周知の有無	20
4. 外部への周知の有無	21
5. 全職員への研修の有無	22
6. 外部の労働者からの公益通報 受理件数等一覧	23

### III. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

1. 都道府県別通報・相談窓口設置状況等一覧	26
2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧	27

(参考) 公益通報者保護法の概要	56
------------------	----

※ 本文中の「前回調査」とは、平成27年3月31日時点の「行政機関における公益通報者保護法施行状況調査」を指す。

## I. 内部の職員等からの通報

### 1. 通報・相談窓口の設置状況

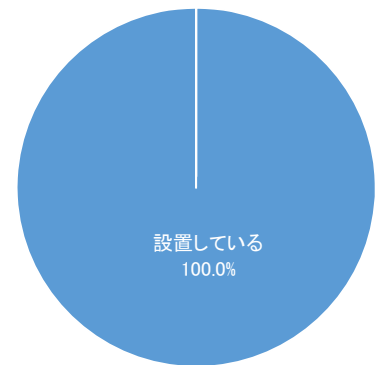
- 府省庁(外局を含まない。)、都道府県の窓口設置率は100%となっている。
- 市区町村全体では、52.1%(1,711機関中891機関)となっている。

※前回調査:52.4%(1,704機関中893機関)

#### (1)府省庁、都道府県、市区町村別

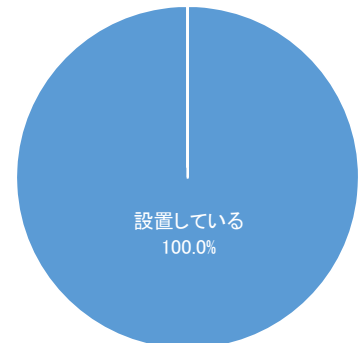
##### 【府省庁】(外局を含まない。)

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
設置している	20	100.0	20	100.0
設置する予定である	0	0.0	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	20	100.0	20	100.0



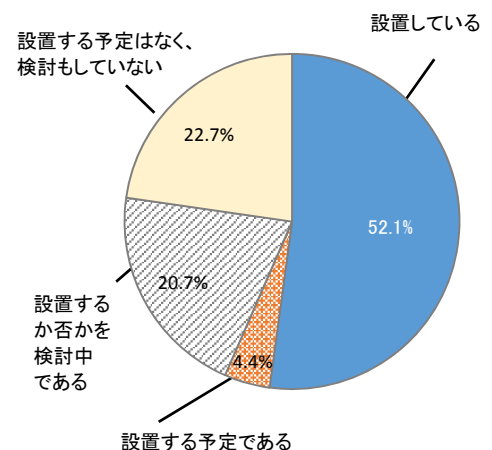
##### 【都道府県】

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
設置している	47	100.0	47	100.0
設置する予定である	0	0.0	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	47	100.0	47	100.0



##### 【市区町村】

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
設置している	891	52.1	893	52.4
設置する予定である	76	4.4	64	3.8
設置するか否かを検討中である	355	20.7	346	20.3
設置する予定はなく、検討もしていない	389	22.7	401	23.5
N	1711	100.0	1,704	100.0





# I. 内部の職員等からの通報

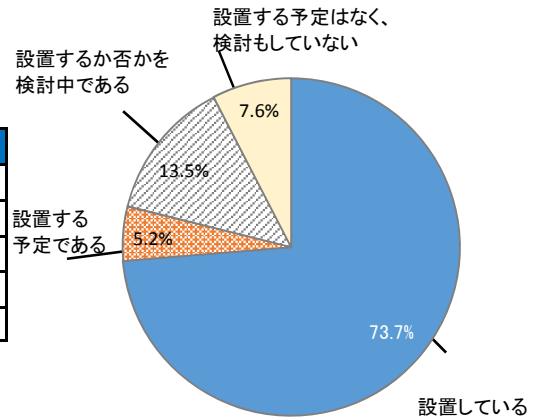
## 1. 通報・相談窓口の設置状況

- 市、区では、設置率が73.7%(前回72.9%)、町では36.3%(前回36.4%)、村は17.8%(前回22.3%)となっている。

### (2) 市区、町、村別

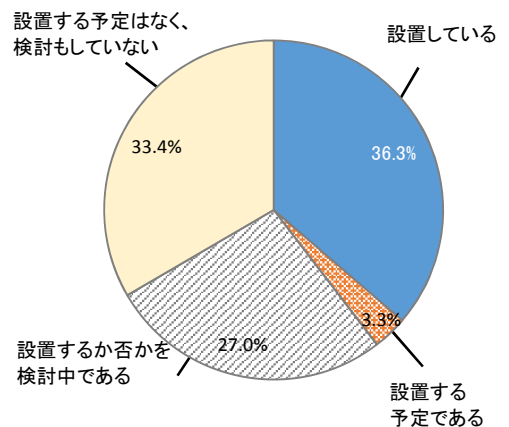
#### 【市、区】

	今回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	595	73.7	592	72.9
設置する予定である	42	5.2	43	5.3
設置するか否かを検討中である	109	13.5	114	14.0
設置する予定はなく、検討もしていない	61	7.6	63	7.8
N	807	100.0	812	100.0



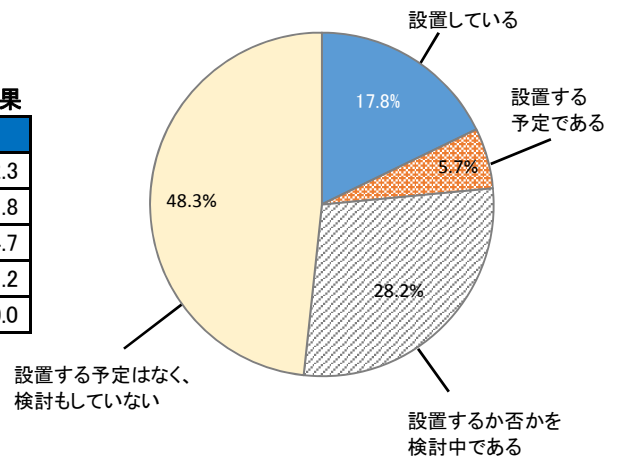
#### 【町】

	今回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	265	36.3	263	36.4
設置する予定である	24	3.3	18	2.5
設置するか否かを検討中である	197	27.0	190	26.3
設置する予定はなく、検討もしていない	244	33.4	251	34.8
N	730	100.0	722	100.0



#### 【村】

	今回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	31	17.8	38	22.3
設置する予定である	10	5.7	3	1.8
設置するか否かを検討中である	49	28.2	42	24.7
設置する予定はなく、検討もしていない	84	48.3	87	51.2
N	174	100.0	170	100.0



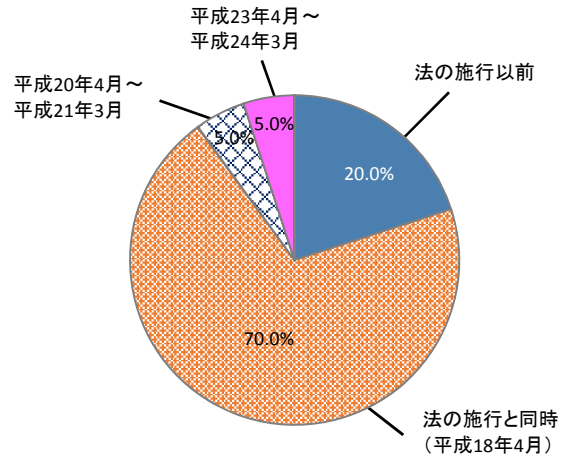
# I. 内部の職員等からの通報

## 2. 通報・相談窓口の設置時期

- 府省庁(外局を含まない。)及び都道府県においては、公益通報者保護法の施行以前又は施行(平成18年4月)とほぼ同時期に窓口を設置している。
- 市区町村では、設置時期にばらつきがみられる。

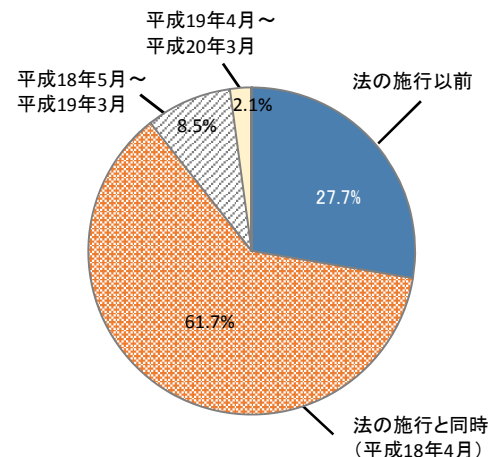
### 【府省庁】(外局を含まない。)

	機関	%
法の施行以前	4	20.0
法の施行と同時(平成18年4月)	14	70.0
平成18年5月～平成19年3月	0	0.0
平成19年4月～平成20年3月	0	0.0
平成20年4月～平成21年3月	1	5.0
平成21年4月～平成22年3月	0	0.0
平成22年4月～平成23年3月	0	0.0
平成23年4月～平成24年3月	1	5.0
平成24年4月～平成25年3月	0	0.0
平成25年4月～平成26年3月	0	0.0
平成26年4月～平成27年3月	0	0.0
平成27年4月～平成28年3月	0	0.0
N	20	100.0



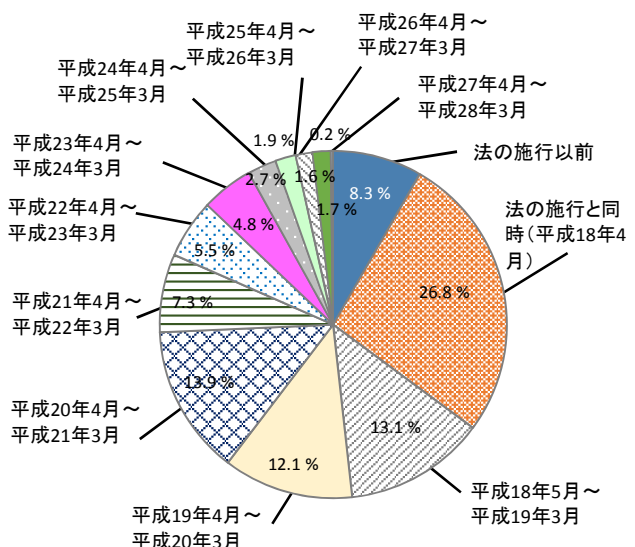
### 【都道府県】

	機関	%
法の施行以前	13	27.7
法の施行と同時(平成18年4月)	29	61.7
平成18年5月～平成19年3月	4	8.5
平成19年4月～平成20年3月	1	2.1
平成20年4月～平成21年3月	0	0.0
平成21年4月～平成22年3月	0	0.0
平成22年4月～平成23年3月	0	0.0
平成23年4月～平成24年3月	0	0.0
平成24年4月～平成25年3月	0	0.0
平成25年4月～平成26年3月	0	0.0
平成26年4月～平成27年3月	0	0.0
平成27年4月～平成28年3月	0	0.0
N	47	100.0



### 【市区町村】

	機関	%
法の施行以前	74	8.3
法の施行と同時(平成18年4月)	239	26.8
平成18年5月～平成19年3月	117	13.1
平成19年4月～平成20年3月	108	12.1
平成20年4月～平成21年3月	124	13.9
平成21年4月～平成22年3月	65	7.3
平成22年4月～平成23年3月	49	5.5
平成23年4月～平成24年3月	43	4.8
平成24年4月～平成25年3月	24	2.7
平成25年4月～平成26年3月	17	1.9
平成26年4月～平成27年3月	14	1.6
平成27年4月～平成28年3月	15	1.7
無回答	2	0.2
N	891	100.0



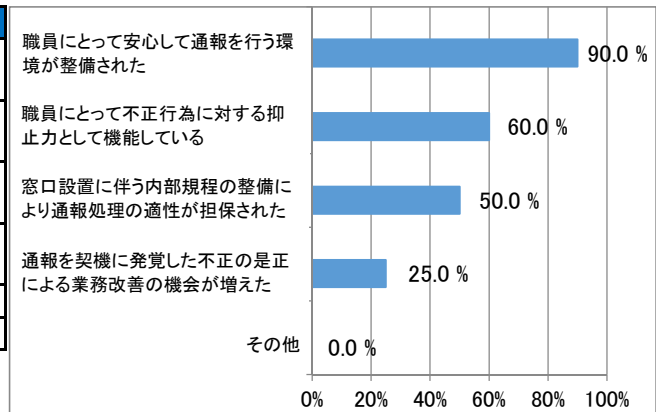
## I. 内部の職員等からの通報

### 3. 通報窓口を設置して得られたメリット

- 通報窓口を設置して得られたメリット(複数回答)で最も多いものは、府省庁、都道府県、市区町村いずれも「職員にとって安心して通報を行う環境が整備された」であり、府省庁90.0%、都道府県76.6%、市区町村64.2%となっている。

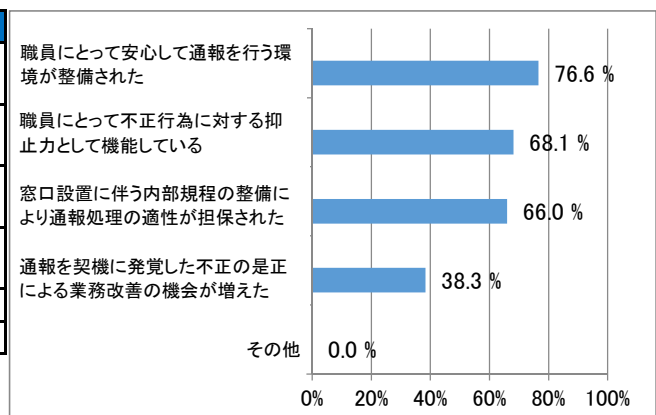
#### 【府省庁】 通報窓口を設置して得られたメリット (当てはまるものをいくつでも選択)

	機関	%
職員にとって安心して通報を行う環境が整備された	18	90.0
職員にとって不正行為に対する抑止力として機能している	12	60.0
窓口設置に伴う内部規程の整備により通報処理の適性が担保された	10	50.0
通報を契機に発覚した不正の是正による業務改善の機会が増えた	5	25.0
その他	0	0.0
N	20	100.0



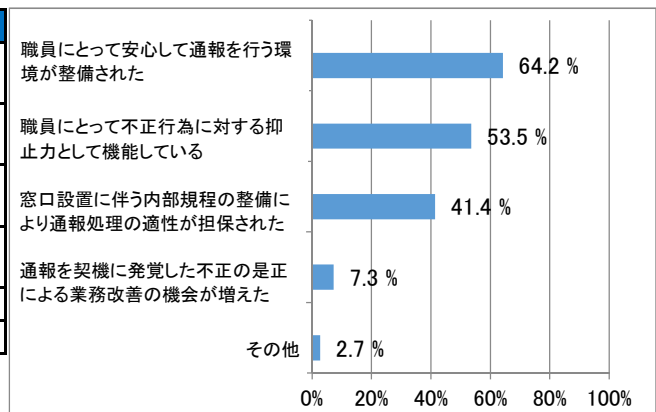
#### 【都道府県】 通報窓口を設置して得られたメリット (当てはまるものをいくつでも選択)

	機関	%
職員にとって安心して通報を行う環境が整備された	36	76.6
職員にとって不正行為に対する抑止力として機能している	32	68.1
窓口設置に伴う内部規程の整備により通報処理の適性が担保された	31	66.0
通報を契機に発覚した不正の是正による業務改善の機会が増えた	18	38.3
その他	0	0.0
N	47	100.0



#### 【市区町村】 通報窓口を設置して得られたメリット (当てはまるものをいくつでも選択)

	機関	%
職員にとって安心して通報を行う環境が整備された	572	64.2
職員にとって不正行為に対する抑止力として機能している	477	53.5
窓口設置に伴う内部規程の整備により通報処理の適性が担保された	369	41.4
通報を契機に発覚した不正の是正による業務改善の機会が増えた	65	7.3
その他	24	2.7
N	891	100.0



## I. 内部の職員等からの通報

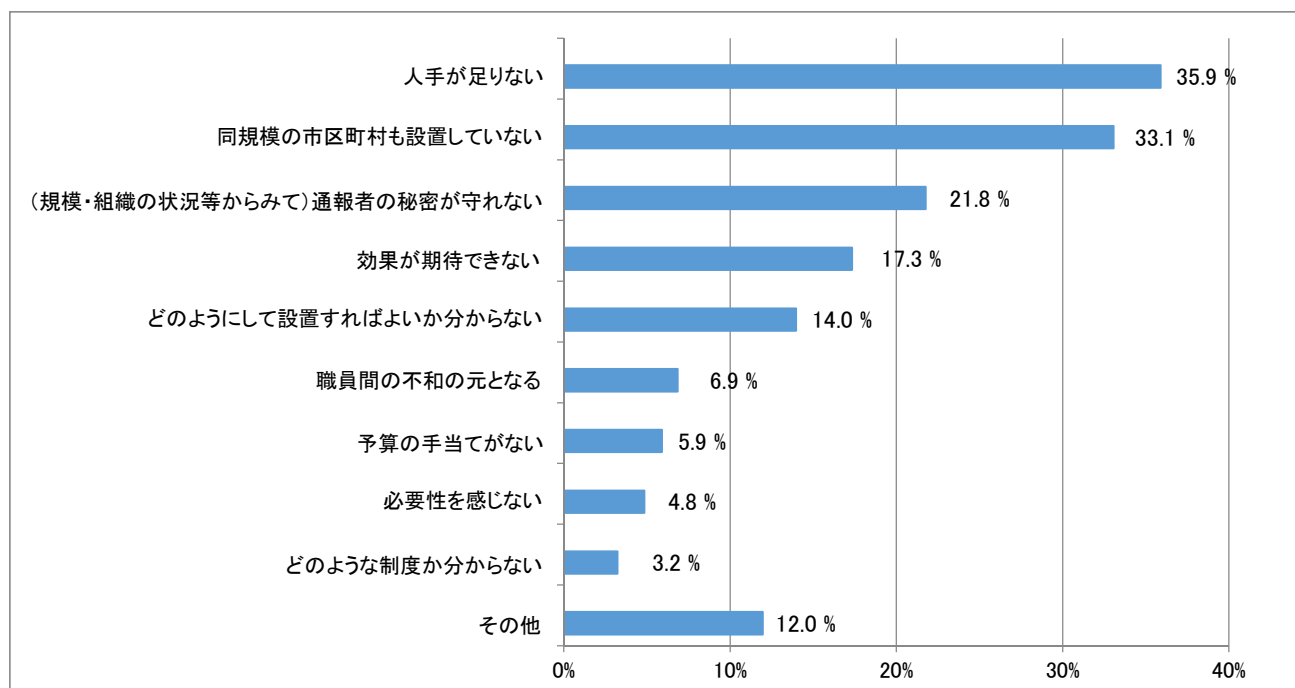
### 4. 通報・相談窓口の未設置の理由

- 未設置の市区町村において、「設置していない理由」として最も多いものは、「人手が足りない」で35.9% (267機関)となっている。

以下、「同規模の市区町村も設置していない」が33.1% (246機関)、「(規模・組織の状況等からみて)通報者の秘密が守れない」が21.8% (162機関)と続いている。

#### 【市区町村】 「設置していない」理由 (2つまで)

	機関	%
人手が足りない	267	35.9
同規模の市区町村も設置していない	246	33.1
(規模・組織の状況等からみて)通報者の秘密が守れない	162	21.8
効果が期待できない	129	17.3
どのようにして設置すればよいか分からない	104	14.0
職員間の不和の元となる	51	6.9
予算の手当てがない	44	5.9
必要性を感じない	36	4.8
どのような制度か分からない	24	3.2
その他	89	12.0
N	744	100.0



## I. 内部の職員等からの通報

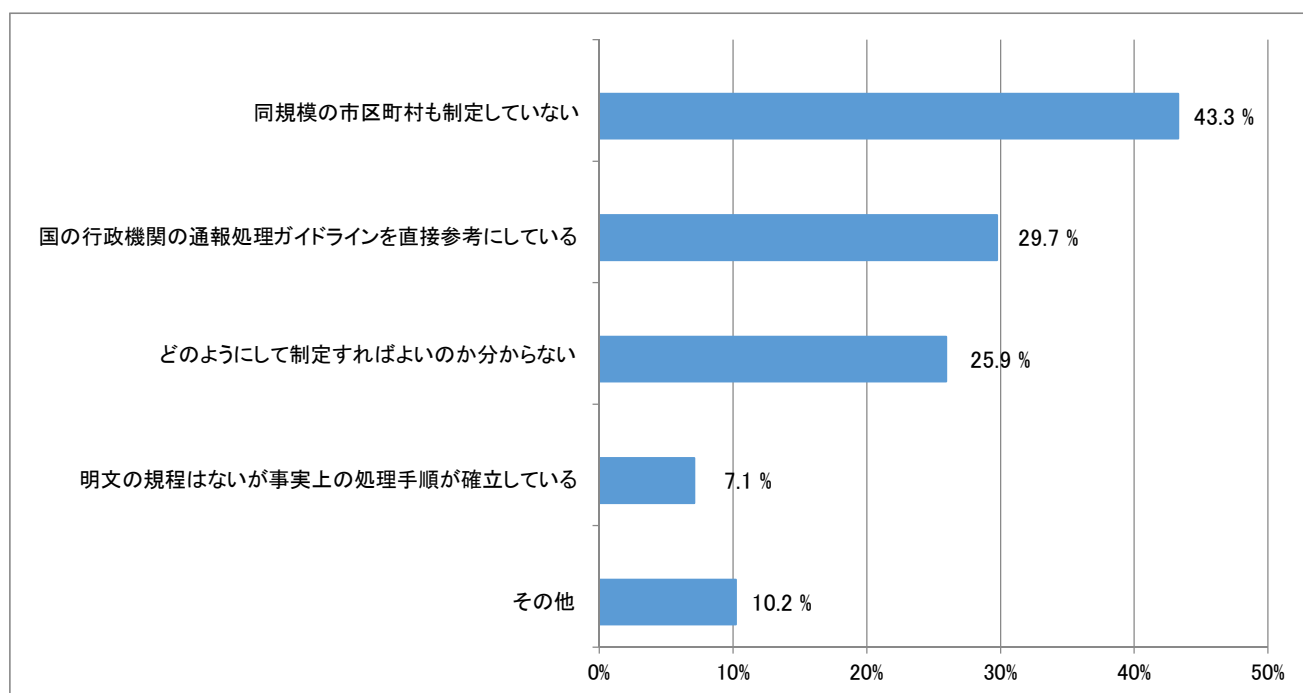
### 5. 内部規程の未制定の理由

- 通報・相談の対応に係る内部規程が未制定の市区町村において、「制定していない理由」として最も多いものは、「同規模の市区町村も制定していない」で43.3%(377機関)となっている。

以下、「国の行政機関の通報処理ガイドラインを直接参考になっている」が29.7%(259機関)、「どのようにして制定すればよいのか分からない」が25.9%(226機関)と続いている。

【市区町村】 内部規程を制定していない理由(当てはまるものをいくつでも選択)

	機関	%
同規模の市区町村も制定していない	377	43.3
国の行政機関の通報処理ガイドラインを直接参考になっている	259	29.7
どのようにして制定すればよいのか分からない	226	25.9
明文の規程はないが事実上の処理手順が確立している	62	7.1
その他	89	10.2
N	871	100.0



## I. 内部の職員等からの通報

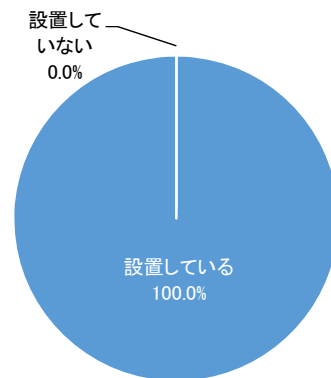
### 6. 庁外窓口の設置状況

- 内部の職員等からの通報・相談窓口を庁外に設置している機関は、府省庁(外局を含まない。)が100% (20機関)、都道府県の70.2%(33機関)となっている。
- 市区町村において通報・相談窓口を「設置している」と回答した市区町村のうち、庁外に窓口を設置している割合は、14.7%となっている(市区町村全体では、7.7%(1711機関中131機関))。

#### 【府省庁】(外局を含まない。)

前回調査結果

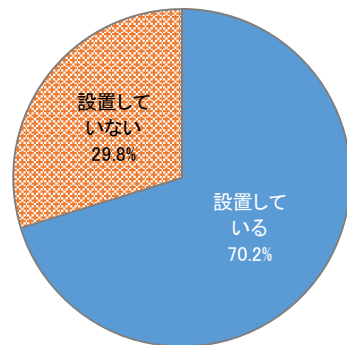
	機関	%	機関	%
設置している	20	100.0	20	100.0
設置していない	0	0.0	0	0.0
N	20	100.0	20	100.0



#### 【都道府県】

前回調査結果

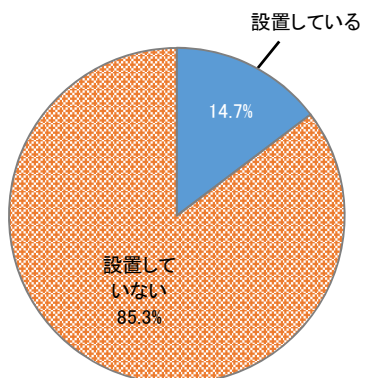
	機関	%	機関	%
設置している	33	70.2	33	70.2
設置していない	14	29.8	14	29.8
N	47	100.0	47	100.0



#### 【市区町村】

前回調査結果

	機関	%	機関	%
設置している	131	14.7	127	14.2
設置していない	761	85.3	766	85.8
N	891	100.0	893	100.0



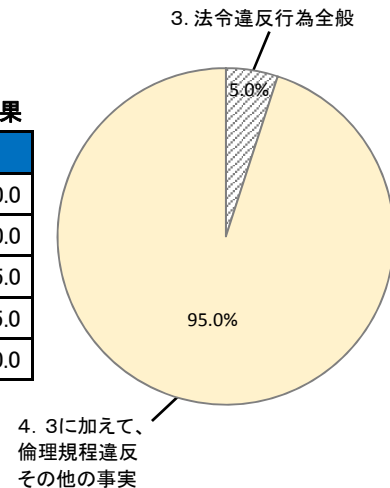
# I. 内部の職員等からの通報

## 7. 通報対象事実の範囲

- 通報対象事実の範囲については、法令違反行為全般よりも広い範囲に設定している機関の割合が最も高く、府省庁(外局を含まない。)は95.0%(前回95.0%)、都道府県は59.6%(前回66.0%)、市区町村は42.8%(前回40.3%)となっている。

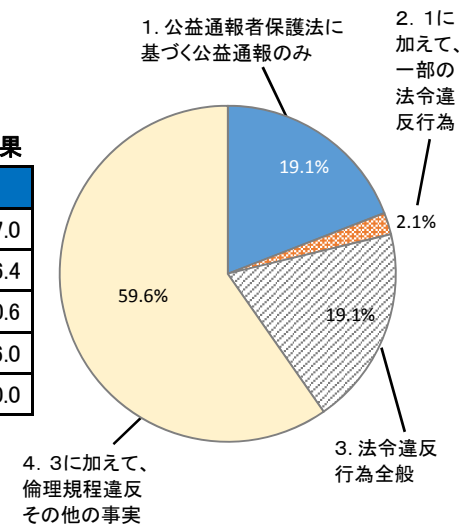
### 【府省庁】(外局を含まない。)

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
1. 公益通報者保護法に基づく公益通報のみ	0	0.0	0	0.0
2. 1に加えて、一部の法令違反行為	0	0.0	0	0.0
3. 法令違反行為全般	1	5.0	1	5.0
4. 3に加えて、倫理規程違反その他の事実	19	95.0	19	95.0
N	20	100.0	20	100.0



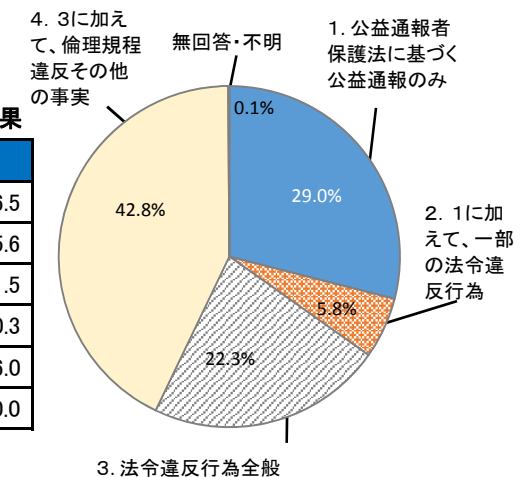
### 【都道府県】

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
1. 公益通報者保護法に基づく公益通報のみ	9	19.1	8	17.0
2. 1に加えて、一部の法令違反行為	1	2.1	3	6.4
3. 法令違反行為全般	9	19.1	5	10.6
4. 3に加えて、倫理規程違反その他の事実	28	59.6	31	66.0
N	47	100.0	47	100.0



### 【市区町村】

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
1. 公益通報者保護法に基づく公益通報のみ	258	29.0	237	26.5
2. 1に加えて、一部の法令違反行為	52	5.8	50	5.6
3. 法令違反行為全般	199	22.3	192	21.5
4. 3に加えて、倫理規程違反その他の事実	381	42.8	360	40.3
5. 無回答・不明	1	0.1	54	6.0
N	891	100.0	893	100.0



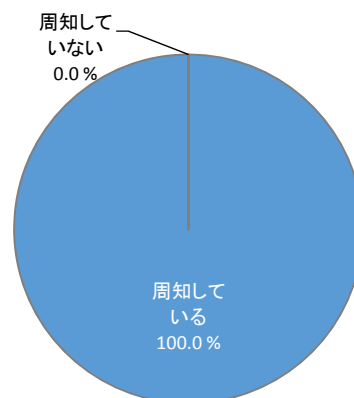
## I. 内部の職員等からの通報

### 8. 職員への周知の有無

- 職員への通報制度の周知については、周知している機関の割合が府省庁(外局を含まない。)100%、都道府県95.7%であるのに対し、市区町村では55.9%となっている。

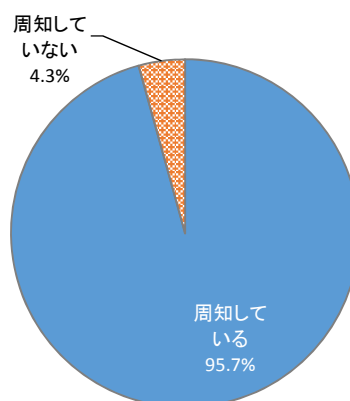
#### 【府省庁】(外局を含まない。)

	機関	%
1. 周知している	20	100.0
2. 周知していない	0	0.0
N	20	100.0



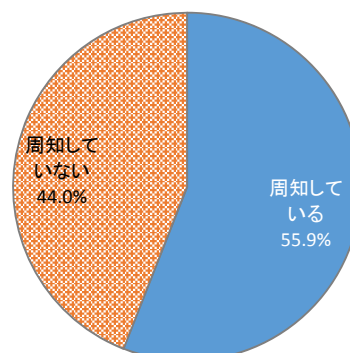
#### 【都道府県】

	機関	%
1. 周知している	45	95.7
2. 周知していない	2	4.3
N	47	100.0



#### 【市区町村】

	機関	%
1. 周知している	498	55.9
2. 周知していない	392	44.0
N	891	100.0





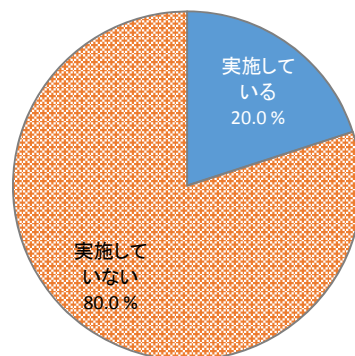
## I. 内部の職員等からの通報

### 9. 全職員への研修の有無

- 全職員を対象とした研修の実施については、実施している機関の割合が府省庁（外局を含まない。）は20.0%、都道府県は10.6%、市区町村は5.7%となっている。

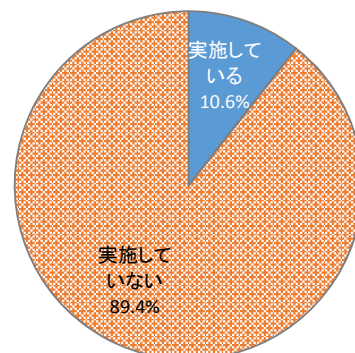
#### 【府省庁】（外局を含まない。）

	機関	%
1. 実施している	4	20.0
2. 実施していない	16	80.0
N	20	100.0



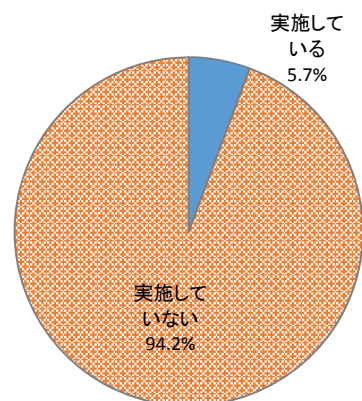
#### 【都道府県】

	機関	%
1. 実施している	5	10.6
2. 実施していない	42	89.4
N	47	100.0



#### 【市区町村】

	機関	%
1. 実施している	51	5.7
2. 実施していない	839	94.2
N	891	100.0



# I. 内部の職員等からの通報

## 10. 府省庁における取組状況一覧

府省庁	外局	設置の有無	設置時期		庁内窓口 設置場所	庁外窓口 設置場所	通報対象事実 の範囲※1	受理件数等※2		
			年	月				受理件数	調査に着手 した件数	是正措置等 を講じた件 数※3
内閣官房		○	18	3	内閣総務官室	弁護士事務所	4	0	0	0
人事院		○	18	4	事務総局法令遵守室	弁護士事務所	4	0	0	0
内閣府		○	16	2 ※4	法令遵守対応室、 沖縄総合事務局	弁護士事務所	4	1	1	0
宮内庁		○	18	4	長官官房秘書課	弁護士事務所	4	0	0	0
公正取引 委員会		○	18	4	官房人事課	弁護士事務所	4	0	0	1
警察庁		○	18	4	長官官房人事課	弁護士事務所、 国家公安 委員会	4	1	1	1
金融庁		○	15	6	法令等遵守調査室	弁護士事務所	4	1	1	1
消費者庁		○	21	12	総務課	弁護士事務所	4	0	0	0
復興庁		○	24	12	総括班(人事担当)	弁護士事務所	4	0	0	0
総務省		○	18	1	大臣官房秘書課コンプライ アンス室	弁護士事務所	4	17	17	2
	公害等 調整委員会  消防庁	総務省と一体で整備している								
法務省		○	18	4	大臣官房人事課服務係、各法 務局総務部職員課又は庶務 課、最高検察庁事務局総務 課、各高等検察庁事務局人事 課、各地方検察庁事務局総務 課又は人事課、矯正局、各矯 正管区総務課、各地方更生保 護委員会事務局総務課、各地方 入国管理局総務課	弁護士事務所	4	7	7	4
	公安審査 委員会	○	18	4	公安審査委員会事務局	弁護士事務所	4	0	0	0
	公安調査庁	○	18	4	公安調査庁総務部総務課 企画調整室	弁護士事務所	4	0	0	0
外務省		○	18	4	大臣官房総務課監察査察 室	平成28年4月 1日付で弁 護士による外 部窓口を設置 予定	4	21	16	7

# I. 内部の職員等からの通報

## 10. 府省庁における取組状況一覧

府省庁	外局	設置の有無	設置時期		庁内窓口 設置場所	庁外窓口 設置場所	通報対象 事実の 範囲※1	受理件数等※2		
			年	月				受理件数	調査に着手 した件数	是正措置等 を講じた件 数※3
財務省		○	18	4	大臣官房秘書課首席監察官、財務局監察官(首席財務局監察官)、税関監察官(首席税関監察官)	弁護士事務所	4	0	0	0
	国税庁	○	18	4	国税庁長官官房人事課服務第一係及び第二係、各国税局人事第二課服務係(東京国税局は考査課実施係、沖縄国税事務所は人事課人事第二係)、税務大学校総務課総務係、国税不服審判所管理室総務係	弁護士事務所	4	9	9	4
文部科学省		○	18	4	大臣官房人事課	弁護士事務所	4	0	0	0
	文化庁	○	21	4	長官官房政策課	文部科学省と 一体で整備し ている	4	0	0	0
	スポーツ庁	○	27	10	政策課		4	0	0	0
厚生労働省		○	18	4	大臣官房人事課、大臣官房地方課地方支分部局法令遵守室	弁護士事務所	4	24	25	3
	中央労働委員会	厚生労働省と一体で整備している								
農林水産省		○	18	4	大臣官房秘書課、大臣官房国際部国際政策課、大臣官房統計部管理課、大臣官房検査・監査部調整・観察課、各局庁庶務課、各施設等機関庶務担当課、各地方農政局総務課・政策統括官、北海道農政事務所総務課、各森林管理局総務担当課、各漁業調整事務所総務担当部署	弁護士事務所	4	3	3	0
	林野庁	農林水産省と一体で整備している								
	水産庁									
経済産業省		○	18	4	大臣官房監察室	弁護士事務所	4	28	25	25
	資源エネルギー庁	経済産業省と一体で整備している								
	特許庁									
	中小企業庁									

## I. 内部の職員等からの通報

### 10. 府省庁における取組状況一覧

府省庁	外局	設置の有無	設置時期		庁内窓口 設置場所	庁外窓口 設置場所	通報対象 事実の 範囲※1	受理件数等※2		
			年	月				受理件数	調査に着手 した件数	是正措置等 を講じた件 数※3
国土交通省		○	18	4	国土交通省公益 通報窓口	弁護士事務所	4	1	1	0
	運輸安全 委員会	○	18	4	国土交通省公益 通報窓口	国土交通省と 一体で整備し ている	4	0	0	0
	観光庁	○	18	4	国土交通省公益 通報窓口		4	0	0	0
	気象庁	○	18	4	総務部人事課		4	0	0	0
	海上保安庁	○	18	4	海上保安庁監察 官、管区海上保安 本部管区監察官、 海上保安大学校 事務局長、海上保 安大学校事務部長		4	0	0	0
	○	18	4	大臣官房秘書課	弁護士事務所		4	1	1	0
環境省	原子力規制 委員会	○	24	9	長官官房人事課	弁護士事務所	4	0	0	0
防衛省		○	18	4	大臣官房文書課、 防衛大学校総務 部総務課、防衛医 科大学校事務局 総務部総務課、防 衛研究所企画部 総務課、統合幕僚 監部総務部総務 課、陸上幕僚監部 監理部総務課、海 上幕僚監部総務 部総務課、航空幕 僚監部総務部総 務課、情報本部総 務部総務課、防衛 監察本部総務課、 各地方防衛局総 務部総務課	弁護士事務所	4	60	55	24
	防衛装備庁	○	27	10	長官官房監察監 査・評価官付監察 監査室	整備を検討中	4	0	0	0
合計		—	—	—	—	—	—	174	162	72

- ※1 1:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ 2:1に加えて、一部の法令違反行為  
3:法令違反行為全般 4:3に加えて、倫理規程違反その他の事実
- ※2 件数は、職員等からの通報回数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの。
- ※3 通報、受理の件数は、調査期間内(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)全ての件数であるが、調査着手件数、及び是正措置等を講じた件数は、前年度受理・今年度処理した事実も含むため、受理件数を上回ることがある。
- ※4 本府は平成16年2月、沖縄総合事務局は同年10月に設置している。
- ※5 最高検察庁事務局総務課、各高等検察庁事務局人事課、各地方検察庁事務局総務課又は人事課、大阪法務局総務部職員課、関東・四国地方更生保護委員会事務局総務課は1、北海道地方更生保護委員会事務局総務課は2、近畿・中国・九州地方更生保護委員会事務局総務課は3、それ以外は4。

# I. 内部の職員等からの通報

## 11. 都道府県における取組状況一覧

### (1) 知事部局

都道府県	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事 実の範囲 ※	受理件数等		
	年	月	庁内	庁外		受理件数	調査に着手し た件数	是正措置等を 講じた件数
北海道	17	4	○	×	4	0	0	0
青森県	18	4	○	×	4	0	0	0
岩手県	18	4	○	○	2	1	1	1
宮城県	18	6	○	○	4	0	0	0
秋田県	18	4	○	○	1	0	0	0
山形県	18	4	○	○	4	2	0	0
福島県	19	4	○	○	3	1	1	0
茨城県	18	4	○	○	1	0	0	0
栃木県	18	4	○	○	1	0	0	0
群馬県	18	4	○	○	4	0	0	0
埼玉県	18	4	○	○	4	0	0	0
千葉県	18	4	○	○	4	3	3	2
東京都	18	4	○	○	1	0	0	0
神奈川県	17	4	○	○	4	3	3	2
新潟県	18	6	○	○	3	0	0	0
富山県	18	3	○	×	1	0	0	0
石川県	18	4	○	×	3	0	0	0
福井県	18	4	○	○	4	0	0	0
山梨県	18	10	○	○	4	0	0	0
長野県	16	1	○	○	3	0	0	0
岐阜県	18	4	○	○	4	1	1	1
静岡県	15	3	○	○	4	7	3	2
愛知県	18	4	○	○	4	1	1	0
三重県	18	4	○	○	4	2	2	0
滋賀県	19	10	○	○	3	0	0	0
京都府	18	4	○	○	4	1	0	0
大阪府	18	4	○	○	4	5	5	0
兵庫県	18	9	○	×	4	3	3	2
奈良県	18	11	○	×	4	1	1	1
和歌山県	15	4	○	×	4	4	4	2
鳥取県	14	1	○	×	4	10	4	2
島根県	18	11	○	○	3	0	0	0
岡山県	18	4	○	×	4	0	0	0
広島県	18	4	○	○	3	0	0	0
山口県	18	4	○	○	4	0	0	0
徳島県	16	4	○	○	4	0	0	0
香川県	18	4	○	×	4	0	0	0
愛媛県	18	4	○	×	1	0	0	0
高知県	18	4	○	×	1	0	0	0
福岡県	16	9	○	○	4	1	1	0
佐賀県	17	6	○	○	4	4	4	4
長崎県	18	4	○	○	3	1	1	0
熊本県	18	4	○	○	4	0	0	0
大分県	18	4	○	○	1	0	0	0
宮崎県	18	4	○	○	4	0	0	0
鹿児島県	18	4	○	×	1	0	0	0
沖縄県	18	4	○	×	3	2	0	0
合計	-	-	47	33	-	53	38	19

※ 1:公益通報者保護法に基づく公益通報のみ  
3:法令違反行為全般

2:1に加えて、一部の法令違反行為  
4:3に加えて、倫理規程違反その他の事実

# I. 内部の職員等からの通報

## 11. 都道府県における取組状況一覧

### (2) 教育委員会

都道府県	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事実の範囲 ※	受理件数等		
	年	月	庁内	庁外		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
北海道	17	6	○	×	3	0	0	0
青森県	18	4	○	×	4	0	0	0
岩手県	18	4	○	×	4	0	0	0
宮城県	18	8	○	×	2	0	0	0
秋田県	18	6	○	○	1	0	0	0
山形県	18	4	○	○	4	0	0	0
福島県	19	6	○	○	4	0	0	0
茨城県	18	4	○	×	4	1	1	1
栃木県	18	4	○	○	1	0	0	0
群馬県	18	4	○	○	1	0	0	0
埼玉県	18	4	○	○	4	1	1	0
千葉県	18	4	○	○	4	0	0	0
東京都	18	4	○	○	1	24	24	3
神奈川県	17	4	○	○	4	2	2	0
新潟県	18	7	○	×	3	0	0	0
富山県	18	5	○	×	1	0	0	0
石川県	20	8	○	×	3	0	0	0
福井県	21	4	○	×	4	0	0	0
山梨県	18	10	○	○	4	0	0	0
長野県	知事部局と一体で運用							
岐阜県	18	9	○	×	1	0	0	0
静岡県	15	10	○	○	4	15	7	4
愛知県	18	4	○	○	4	1	1	1
三重県	18	4	○	○	4	1	1	0
滋賀県	20	4	○	○	4	1	1	0
京都府	18	4	○	×	4	0	0	0
大阪府	知事部局と一体で運用							
兵庫県	18	12	○	×	4	1	0	0
奈良県	19	4	○	×	4	0	0	0
和歌山県	20	4	○	×	4	19	19	11
鳥取県	18	4	○	×	4	7	6	3
島根県	知事部局と一体で運用							
岡山県	18	4	○	×	4	0	0	0
広島県	18	10	○	×	3	1	0	0
山口県	18	4	○	○	4	0	1	0
徳島県	18	4	○	○	4	0	0	0
香川県	18	4	○	×	4	0	0	0
愛媛県	18	4	○	×	1	0	0	0
高知県	18	4	○	×	3	0	0	0
福岡県	16	9	○	○	4	0	0	0
佐賀県	18	6	○	○	4	1	1	0
長崎県	20	9	○	×	4	2	2	2
熊本県	18	4	○	○	2	0	0	0
大分県	知事部局と一体で運用							
宮崎県	18	4	○	○	4	0	0	0
鹿児島県	18	6	○	×	1	0	0	0
沖縄県	18	4	○	×	4	0	0	0
合計	-	-	47	20	-	77	67	25

※ 1: 公益通報者保護法に基づく公益通報のみ  
3: 法令違反行為全般

2: 1に加えて、一部の法令違反行為  
4: 3に加えて、倫理規程違反その他の事実

# I. 内部の職員等からの通報

## 11. 都道府県における取組状況一覧

### (3) 警察本部

都道府県	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事 実の範囲 ※	受理件数等		
	年	月	庁内	庁外		受理件数	調査に着手し た件数	是正措置等を 講じた件数
北海道	18	4	○	○	4	2	2	1
青森県	18	6	○	×	4	0	0	0
岩手県	18	7	○	○	4	4	4	1
宮城県	18	4	○	×	4	0	0	0
秋田県	18	8	○	○	4	0	0	0
山形県	18	9	○	×	4	0	0	0
福島県	18	10	○	×	4	0	0	0
茨城県	19	1	○	×	4	0	0	0
栃木県	19	1	○	×	3	0	0	0
群馬県	18	4	○	×	3	0	0	0
埼玉県	18	6	○	×	3	0	0	0
千葉県	19	1	○	×	4	2	2	1
東京都	19	3	○	○	4	0	0	0
神奈川県	18	4	○	×	3	0	0	0
新潟県	18	6	○	×	3	0	0	0
富山県	18	8	○	○	4	0	0	0
石川県	18	5	○	○	3	1	1	1
福井県	19	1	○	×	4	0	0	0
山梨県	18	10	○	×	3	0	0	0
長野県	18	11	○	×	3	0	0	0
岐阜県	18	4	○	×	3	1	1	0
静岡県	18	11	○	×	1	0	0	0
愛知県	18	4	○	×	4	1	1	1
三重県	18	4	○	×	4	0	0	0
滋賀県	18	3	○	×	4	0	0	0
京都府	18	4	○	×	3	0	0	0
大阪府	18	8	○	×	4	0	0	0
兵庫県	18	6	○	○	3	0	0	0
奈良県	19	3	○	×	4	0	0	0
和歌山県	18	8	○	×	4	0	0	0
鳥取県	18	5	○	×	4	0	0	0
島根県	18	5	○	×	4	0	0	0
岡山県	18	4	○	×	4	0	0	0
広島県	18	4	○	×	4	0	0	0
山口県	18	5	○	○	4	0	0	0
徳島県	18	6	○	×	4	0	0	0
香川県	18	8	○	○	4	0	0	0
愛媛県	18	3	○	×	4	0	0	0
高知県	18	4	○	×	4	0	0	0
福岡県	18	6	○	×	3	0	0	0
佐賀県	18	5	○	×	3	0	0	0
長崎県	18	8	○	○	4	2	2	1
熊本県	19	3	○	○	3	0	0	0
大分県	19	3	○	×	1	0	0	0
宮崎県	18	11	○	×	4	2	2	2
鹿児島県	18	3	○	○	4	0	0	0
沖縄県	19	3	○	×	3	0	0	0
合計	-	-	47	12	-	15	15	8

※ 1: 公益通報者保護法に基づく公益通報のみ  
3: 法令違反行為全般

2: 1に加えて、一部の法令違反行為  
4: 3に加えて、倫理規程違反その他の事実

## I. 内部の職員等からの通報

### 12. 政令指定都市における取組状況一覧

政令指定都市	市長部局							
	窓口設置時期		窓口設置の有無		通報対象事実の範囲 ※	受理件数等		
	年	月	庁内	庁外		受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
札幌市	18	4	○	○	4	2	2	0
仙台市	18	4	○	○	4	6	6	1
さいたま市	18	4	○	×	3	0	0	0
千葉市	18	4	○	○	4	0	0	0
横浜市	16	4	×	○	4	13	13	13
川崎市	18	4	○	×	2	0	0	0
相模原市	18	6	○	×	4	0	0	0
新潟市	17	10	×	○	4	1	1	1
静岡市	18	10	○	×	4	0	0	0
浜松市	18	4	○	○	3	0	0	0
名古屋市	17	2	○	○	4	12	12	6
京都市	18	4	○	○	3	10	10	0
大阪市	18	4	○	○	4	564	215	76
堺市	17	7	○	×	3	0	0	0
神戸市	17	8	○	○	4	19	19	8
岡山市	18	4	○	×	2	0	0	0
広島市	18	11	×	○	4	1	1	1
北九州市	19	1	○	○	4	3	3	1
福岡市	16	5	○	○	4	1	0	0
熊本市	18	4	○	○	4	0	0	0
合計	-	-	17	14	-	632	282	107

※ 1: 公益通報者保護法に基づく公益通報のみ  
3: 法令違反行為全般

2: 1に加えて、一部の法令違反行為  
4: 3に加えて、倫理規程違反その他の事実

### 13. 市区町村における内部の職員等からの通報受理件数等

市区町村	市区町村長部局		
	受理件数等		
	受理件数	調査に着手した件数	是正措置等を講じた件数
市区 (政令指定都市を除く)	50	42	17
町	1	1	0
村	0	0	0
合計	51	43	17



## Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

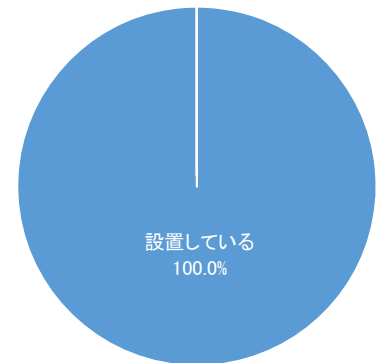
### 1. 通報・相談窓口の設置状況

- 府省庁(外局を含まない。)の窓口設置率は100%、都道府県では95.7%となっている。
- 市区町村全体では、30.7%(1711機関中526機関)となっている。

- ・ 府省庁、都道府県、市区町村別

#### 【府省庁】(外局を含まない。)

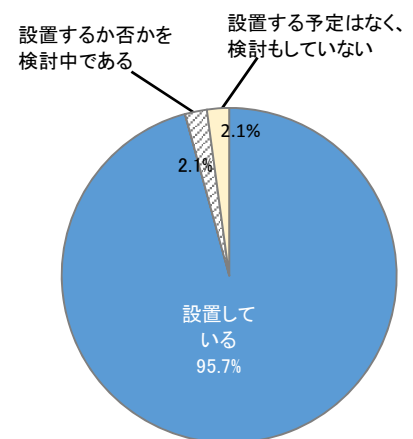
	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
設置している	19	100.0	19	100.0
設置する予定である	0	0.0	-	-
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	19	100.0	19	100.0



※公益通報者保護法の対象法律を所管していない人事院は当該項目の調査対象外としている。

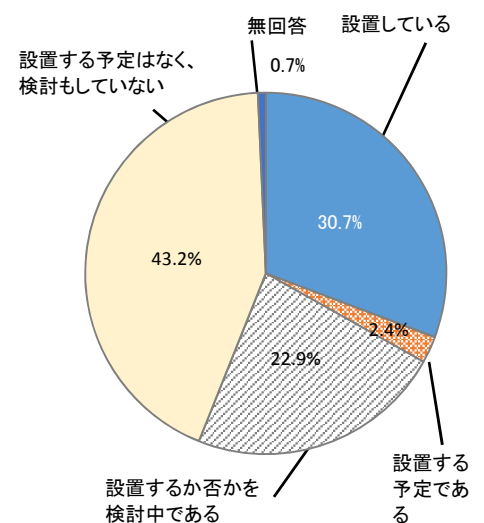
#### 【都道府県】

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
設置している	45	95.7	44	93.6
設置する予定である	0	0.0	-	-
設置するか否かを検討中である	1	2.1	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	1	2.1	3	6.4
N	47	100.0	47	100.0



#### 【市区町村】

	前回調査結果			
	機関	%	機関	%
設置している	526	30.7	496	29.1
設置する予定である	41	2.4	29	1.7
設置するか否かを検討中である	392	22.9	414	24.3
設置する予定はなく、検討もしていない	740	43.2	765	44.9
無回答	12	0.7	0	0.0
N	1,711	100.0	1,704	100.0



## Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

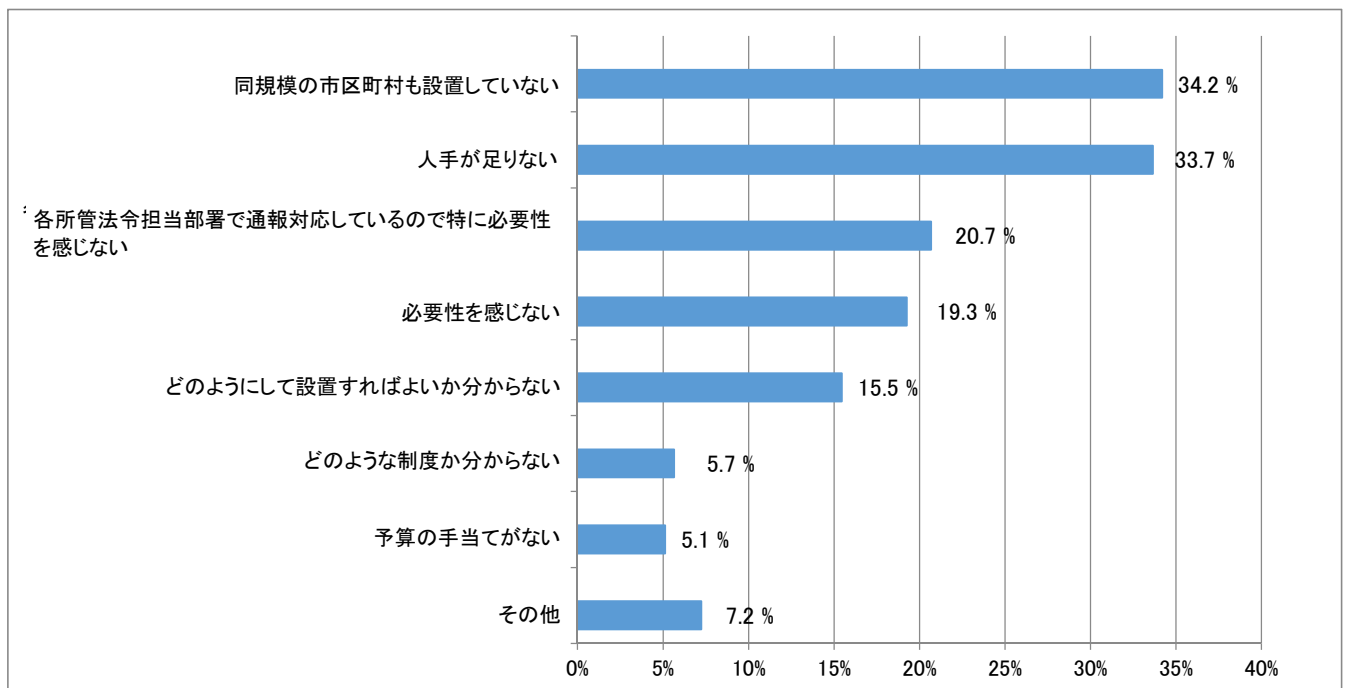
### 2. 通報・相談窓口の未設置の理由

- 未設置の市区町村において、「設置していない理由」として最も多いものは、「同規模の市区町村も設置していない」で34.2%（387機関）となっている。

以下、「人手が足りない」が33.7%（381機関）、「各所管法令担当部署で通報対応しているので特に必要性を感じない」が20.7%（234機関）と続いている。

#### 【市区町村】 「設置していない」理由（2つまで）

	機関	%
同規模の市区町村も設置していない	387	34.2
人手が足りない	381	33.7
各所管法令担当部署で通報対応しているので特に必要性を感じない	234	20.7
必要性を感じない	218	19.3
どのようにして設置すればよいか分からない	175	15.5
どのような制度か分からない	64	5.7
予算の手当てがない	58	5.1
その他	82	7.2
N	1132	100.0



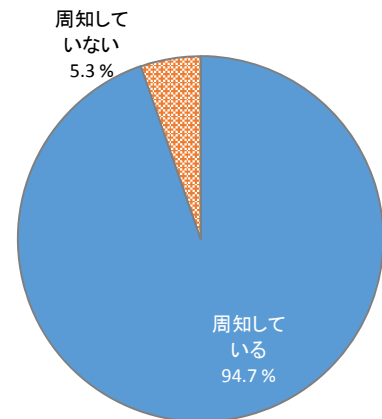
## Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

### 3. 職員への周知の有無

- 職員への通報制度の周知については、周知している機関の割合が府省庁（外局を含まない。）94.7%、都道府県74.5%であるのに対し、市区町村では21.5%となっている。

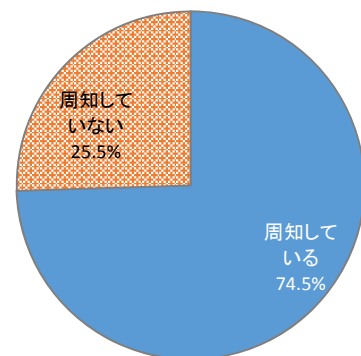
#### 【府省庁】（外局を含まない。）

	機関	%
1. 周知している	18	94.7
2. 周知していない	1	5.3
N	19	100.0



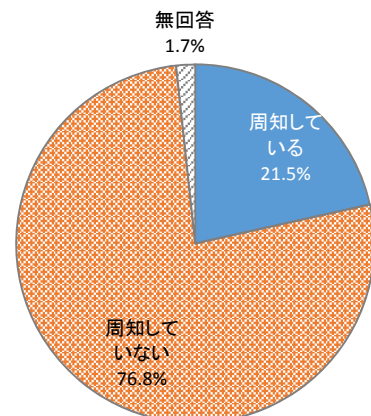
#### 【都道府県】

	機関	%
1. 周知している	35	74.5
2. 周知していない	12	25.5
N	47	100.0



#### 【市区町村】

	機関	%
1. 周知している	368	21.5
2. 周知していない	1314	76.8
3. 無回答	29	1.7
N	1711	100.0



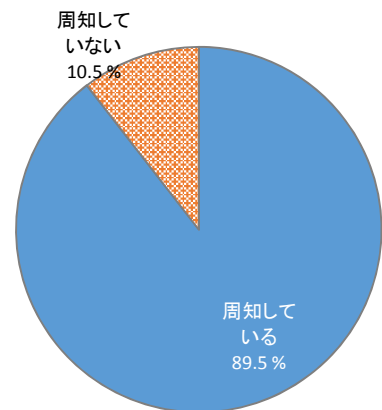
## Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

### 4. 外部への周知の有無

- 外部への通報制度の周知については、周知している機関の割合が府省庁（外局を含まない）89.5%、都道府県74.5%、市区町村12.2%となっている。

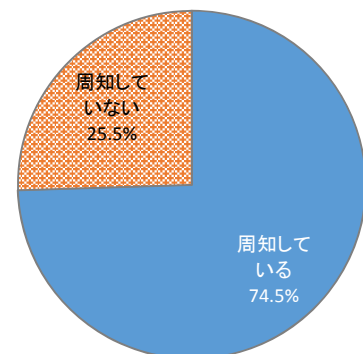
#### 【府省庁】（外局を含まない。）

	機関	%
1. 周知している	17	89.5
2. 周知していない	2	10.5
N	19	100.0



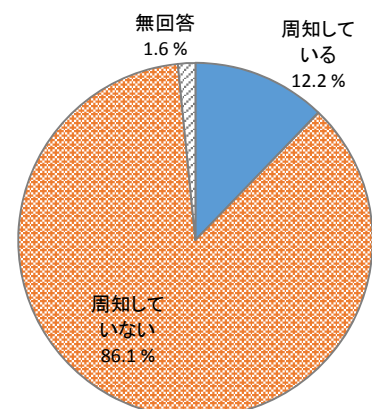
#### 【都道府県】

	機関	%
1. 周知している	35	74.5
2. 周知していない	12	25.5
N	47	100.0



#### 【市区町村】

	機関	%
1. 周知している	209	12.2
2. 周知していない	1474	86.1
3. 無回答	28	1.6
N	1711	100.0



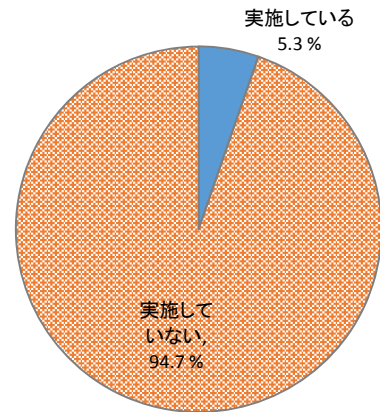
## Ⅱ. 外部の労働者からの公益通報

### 5. 全職員への研修の有無

- 全職員を対象とした研修の実施については、実施している機関の割合が府省庁（外局を含まない。）5.3%、都道府県6.4%、市区町村は1.7%となっている。

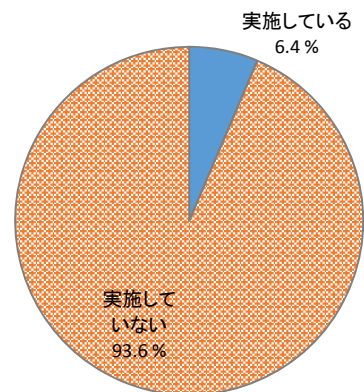
#### 【府省庁】（外局を含まない。）

	機関	%
1. 実施している	1	5.3
2. 実施していない	18	94.7
N	19	100.0



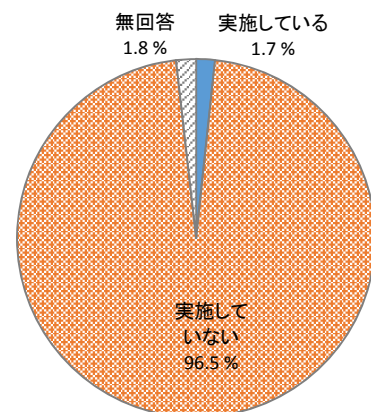
#### 【都道府県】

	機関	%
1. 実施している	3	6.4
2. 実施していない	44	93.6
N	47	100.0



#### 【市区町村】

	機関	%
1. 実施している	29	1.7
2. 実施していない	1651	96.5
3. 無回答	31	1.8
N	1711	100.0



## II. 外部の労働者からの公益通報

### 6. 外部の労働者からの公益通報 受理件数等一覧 ※1

平成28年3月31日時点

対象法律名 (五十音順)	受理件数等			是正措置等の内容							
	受理件数	調査に着手した件数 ※2	是正措置を講じた件数 ※2	許認可等の取消	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	指導・助言等で処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公表
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)	22	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0
医師法(昭和二十三年法律第二百一号)	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)	13	17	11	0	0	0	0	10	0	1	0
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)	10	10	6	0	0	0	0	6	0	0	0
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)	51	66	32	2	8	0	6	16	0	0	0
会社法(平成十七年法律第八十六号)	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家畜伝染病予防法並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)	3	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0
警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑法(明治四十年法律第四十五号)	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
計量法(平成四年法律第五十一号)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業法(昭和二十四年法律第百号)	0	8	5	0	0	0	0	5	0	0	0
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)	0	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0
個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)	4	4	3	0	0	0	0	0	3	0	0
雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)	166	161	77	0	0	0	0	20	0	41	16
最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)	7	6	6	0	0	0	4	2	0	0	0
歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)	10	10	2	0	0	0	0	0	0	2	0
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0

## II. 外部の労働者からの公益通報

### 6. 外部の労働者からの公益通報 受理件数等一覧 ※1

平成28年3月31日時点

対象法律名	受理件数等			是正措置等の内容							
	受理件数	調査に着手した件数 ※2	是正措置を講じた件数 ※2	許認可等の取消	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	指導・助言等で処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公表
社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)	3	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)	6	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)	3	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)	6	7	3	0	0	0	1	1	0	1	0
職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)	21	21	21	0	0	0	0	21	0	0	0
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)	12	66	35	0	0	0	0	35	0	0	0
食品表示法(平成二十五年法律第七十号)	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)	3	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大気汚染防止法(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)	1	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
道路交通法(昭和三十五年法律第五号)	10	10	3	1	0	1	0	0	1	0	0
特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)	5	5	3	0	0	0	0	3	0	0	0
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第一号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)	7	6	5	0	3	0	0	2	0	0	0
美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)	11	18	12	0	0	0	0	12	0	0	0

## II. 外部の労働者からの公益通報

### 6. 外部の労働者からの公益通報 受理件数等一覧 ※1

平成28年3月31日時点

対象法律名	受理件数等			是正措置等の内容							
	受理件数	調査に着手した件数 ※2	是正措置を講じた件数 ※2	許認可等の取消	事業・営業停止命令	事業・営業改善命令	勧告・指示	指導・助言等で処分に当たらない措置	告発・検察官送致	その他の措置	非公表
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三百三十四号)	14	6	2	0	0	0	0	2	0	0	0
保険業法(平成七年法律第五号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤師法(昭和三十五年法律第四百四十六号)	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第一百十二号)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)	1	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0
臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律 ※3	4,137	3,826	3,055	0	0	0	2,742	285	15	13	0
労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) ※4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)	28	26	15	0	0	0	0	15	0	0	0
合計	4,598	4,348	3,331	3	15	2	2,754	460	20	59	18

※1 本表の件数は、通報対象事実の数を集計したもの。ただし※3を除く。

※2 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受理件数を上回ることがある。

※3 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱被害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の法律に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数などの算出は、全ての通報に基づく。

※4 労働基準監督署が受理したものを除く。



### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 1. 都道府県別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

都道府県

都道府県	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無	都道府県管内市区町村設置状況等 ※1		
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程 制定の有無・形式		内部の職員等からの通報・相談窓口設置率	外部の労働者からの通報・相談窓口設置率	回答率 (%)※2
		庁内	庁外					
北海道	17.4	○	×	6	○	29.2 %	16.3 %	99.4 %
青森県	18.4	○	×	6	○	57.5 %	20.0 %	100.0 %
岩手県	18.4	○	○	6	○	53.1 %	21.9 %	97.0 %
宮城県	18.6	○	○	6	○	40.0 %	22.9 %	100.0 %
秋田県	18.4	○	○	6	○	58.3 %	29.2 %	96.0 %
山形県	18.4	○	○	6	○	25.0 %	15.6 %	91.4 %
福島県	19.4	○	○	6	○	28.1 %	10.5 %	96.6 %
茨城県	18.4	○	○	6	○	56.8 %	34.1 %	100.0 %
栃木県	18.4	○	○	5	○	41.7 %	16.7 %	96.0 %
群馬県	18.4	○	○	6	○	42.4 %	30.3 %	94.3 %
埼玉県	18.4	○	○	5	○	79.4 %	46.0 %	100.0 %
千葉県	18.4	○	○	6	○	90.6 %	69.8 %	98.1 %
東京都	18.4	○	○	6	○	78.0 %	55.9 %	95.2 %
神奈川県	17.4	○	○	1,6	○	75.8 %	57.6 %	100.0 %
新潟県	18.6	○	○	6	○	60.0 %	33.3 %	100.0 %
富山県	18.3	○	×	5	○	73.3 %	33.3 %	100.0 %
石川県	18.4	○	×	6	○	36.8 %	26.3 %	100.0 %
福井県	18.4	○	○	6	○	35.3 %	23.5 %	100.0 %
山梨県	18.10	○	○	6	○	44.4 %	25.9 %	100.0 %
長野県	16.1	○	○	5	○	29.9 %	13.0 %	100.0 %
岐阜県	18.4	○	○	6	○	57.1 %	31.0 %	100.0 %
静岡県	15.3	○	○	6	○	57.1 %	34.3 %	100.0 %
愛知県	18.4	○	○	5	○	83.0 %	47.2 %	98.1 %
三重県	18.4	○	○	6	○	62.1 %	48.3 %	100.0 %
滋賀県	19.10	○	○	6	×	68.4 %	52.6 %	100.0 %
京都府	18.4	○	○	6	○	76.9 %	61.5 %	100.0 %
大阪府	18.4	○	○	6	○	69.8 %	51.2 %	100.0 %
兵庫県	18.9	○	×	6	○	68.3 %	39.0 %	100.0 %
奈良県	18.11	○	×	5	○	44.7 %	18.4 %	97.4 %
和歌山県	15.4	○	×	4,6	○	43.3 %	20.0 %	100.0 %
鳥取県	14.1	○	×	5	○	61.1 %	61.1 %	94.7 %
島根県	18.11	○	○	5	○	73.7 %	52.6 %	100.0 %
岡山県	18.4	○	×	6	○	74.1 %	33.3 %	100.0 %
広島県	18.4	○	○	6	○	56.5 %	34.8 %	100.0 %
山口県	18.4	○	○	6	○	52.6 %	47.4 %	100.0 %
徳島県	16.4	○	○	6	○	33.3 %	12.5 %	100.0 %
香川県	18.4	○	×	6	○	52.9 %	23.5 %	100.0 %
愛媛県	18.4	○	×	5	○	100.0 %	75.0 %	100.0 %
高知県	18.4	○	×	6	○	14.7 %	5.9 %	100.0 %
福岡県	16.9	○	○	6	○	48.3 %	30.0 %	100.0 %
佐賀県	17.6	○	○	6	○	73.7 %	31.6 %	95.0 %
長崎県	18.4	○	○	6	○	47.4 %	15.8 %	90.5 %
熊本県	18.4	○	○	5	×	27.5 %	10.0 %	88.9 %
大分県	18.4	○	○	6	○	83.3 %	55.6 %	100.0 %
宮崎県	18.4	○	○	6	○	61.5 %	26.9 %	100.0 %
鹿児島県	18.4	○	×	3	○	28.6 %	11.9 %	97.7 %
沖縄県	18.4	○	×	6	○	23.7 %	10.5 %	92.7 %

注：

- ・平成27年度調査の知事部局、市区町村長部局からの回答に基づく。
- ・窓口設置の有無：庁内は、部局を問わず庁内に設置していれば○、設置していなければ×
- ・庁外は、庁外の法律事務所、第三者委員会、その他の組織などに設置していれば○、設置していなければ×
- ・未回答は空欄。
- ・内部規程制定の有無・形式：内部規程の形式は、1 条例、2 規則、3 告示、4 訓令、5 規程、6 その他、を示す。
- ・窓口設置時期・制定時期のうち( )が付されたものは、平成28年3月31日時点における将来の予定を表す。

※1 各都道府県別に回答のあった市区町村のうち、設置していると回答した市区町村の割合。

※2 各都道府県の管内の全市区町村のうち、回答のあった市区町村の割合。

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <北海道-1>

<北海道-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無	市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式			窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外					庁内	庁外		
札幌市	18.4	○	○	5	○	上ノ国町	19.4	○	×	4	○
函館市	19.10	○	○	6	○	厚沢部町		×	×		×
小樽市	24.7	×	○	1,2	○	乙部町		×	×		×
旭川市	18.4	○	○	1	×	奥尻町		○	×	4	×
室蘭市	18.4	○	×	6	×	今金町	19.7	×	×	6	×
釧路市	19.6	○	○	6	○	せたな町	20.9	○	×	5	○
帯広市	18.4	○	×	6	×	島牧村		×	×		×
北見市	22.5	○	×	5	○	寿都町		×	×		×
夕張市		×	×		×	黒松内町		×	×		×
岩見沢市		×	×		×	蘭越町		×	×		×
網走市		×	×		×	二セコ町		×	×		×
留萌市	18.4	○	×		○	真狩村		×	×		×
苫小牧市	25.6	○	×	6	○	留寿都村		×	×		×
稚内市		×	×		×	喜茂別町		×	×		×
美唄市	20.4	○	×	6	×	京極町		×	×		×
芦別市	19.4	○	×		×	俱知安町		×	×		×
江別市	20.3	○	×	6	○	共和町		×	×		×
赤平市		×	×		×	岩内町	20.3	○	×	4	○
紋別市	23.4	○	○	1,2	○	泊村		×	×		×
士別市		×	×		×	神恵内村		×	×		×
名寄市	26.4	○	×	3	×	積丹町		×	×		×
三笠市		×	×		×	古平町		×	×		×
根室市		×	×		×	仁木町		×	×		×
千歳市	20.4	○	×	6	×	余市町		×	×		×
滝川市	21.4	○	○	1,2	○	赤井川村		×	×		×
砂川市		×	×		×	南幌町		×	×		×
歌志内市		×	×		×	奈井江町		×	×		×
深川市		×	×		×	上砂川町		×	×		×
富良野市	18.4	○	×	2	×	由仁町		×	×		×
登別市	(29.4)	×	×		×	長沼町		×	×		×
恵庭市	22.8	○	×	4	×	栗山町		×	×		×
伊達市	18.4	○	×		×	月形町	23.4	×	○	1	○
北広島市	24.4	○	○	6	×	浦臼町		×	×		×
石狩市	23.1	○	×	6	×	新十津川町		○	×		×
北斗市		×	×		×	妹背牛町		×	×		×
当別町		×	×		×	秩父別町		×	×		×
新篠津村		×	×		×	雨竜町		×	×		×
松前町	20.7	○	×	5	×	北竜町		×	×		×
福島町	21.4	○	×	5	×	沼田町		×	×		×
知内町		×	×		×	鷹栖町		×	×		×
木古内町		×	×		×	東神楽町	22.3	○	×	4	○
七飯町	26.10	○	×	5	○	当麻町		×	×		×
鹿部町	18.6	○	×		○	比布町		×	×		×
森町		×	×		×	愛別町		×	×		×
八雲町	23.4	○	×	6	○	上川町		×	×		×
長万部町		×	×		×	東川町		×	×		×
江差町		×	×		×	美瑛町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <北海道-3>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
上富良野町	19.2	○	×		○
中富良野町	21.4	○	×	6	×
南富良野町		×	×		×
占冠村		×	×		×
和寒町		×	×		×
剣淵町		×	×		×
下川町		×	×		×
美深町		×	×		×
音威子府村		×	×		×
中川町		×	×		×
幌加内町		×	×		×
増毛町		×	×		×
小平町		×	×		×
苫前町		×	×		×
羽幌町		×	×		×
初山別村		×	×		×
遠別町		×	×		×
天塩町		×	×		×
猿払村		×	×		×
浜頓別町		×	×		×
中頓別町		×	×		×
枝幸町		×	×		×
豊富町		×	×		×
礼文町		×	×		×
利尻町		×	×		×
利尻富士町		×	×		×
幌延町		×	×		×
美幌町	27.7	×	○	1	×
津別町		×	×		×
斜里町		×	×		×
清里町	未回答				×
小清水町		×	×		×
訓子府町		×	×		×
置戸町		×	×		×
佐呂間町		×	×		×
遠軽町	18.4	○	×	2,4	×
湧別町		×	×		×
滝上町		×	×		×
興部町		×	×		×
西興部村		×	×		×
雄武町		×	×		×
大空町		×	×		×
豊浦町	21.4	○	×	4	×
壮瞥町		×	×		×
白老町	20.7	○	×	4	×
厚真町		×	×		×
洞爺湖町	19.10	×	○	2,4	×

市区町村 <北海道-4>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
安平町	26.11	○	×	5	○
むかわ町		×	×		×
日高町		×	×		×
平取町		×	×		×
新冠町	18.4	○	×		○
浦河町		×	×		×
様似町		×	×		×
えりも町		×	×		×
新ひだか町		×	×		×
音更町		×	×		○
士幌町		×	×		×
上士幌町		×	×		×
鹿追町		×	×		×
新得町		×	×		×
清水町	20.8	○	×	5	○
芽室町	21.3	○	×	1,2	○
中札内村	19.4	○	×	6	○
更別村		×	×		×
大樹町		×	×		×
広尾町	23.4	○	×	6	×
幕別町		×	×		×
池田町	24.11	○	×	5	×
豊頃町		×	×		×
本別町		×	×		×
足寄町		×	×		×
陸別町		×	×		×
浦幌町		×	×		×
釧路町		×	×		×
厚岸町		×	×		×
浜中町		×	×	4	×
標茶町		×	×		○
弟子屈町		×	×		×
鶴居村		×	×		×
白糠町	18.4	○	×	3	○
別海町	18.4	○	×	4	○
中標津町	18.4	○	×	2	○
標津町	18.4	○	×	2	×
羅臼町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <青森県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
青森市	18.4	○	○	6	○
弘前市	22.8	○	○	6	○
八戸市	19.4	○	×		×
黒石市		×	×		×
五所川原市		×	×		×
十和田市		○	×		×
三沢市	20.9	○	×	6	○
むつ市	19.5	○	×	4	×
つがる市	18.4	○	×	4	×
平川市		×	×		×
平内町	23.4	○	×	3	×
今別町		×	×		×
蓬田村	18.4	○	×	6	×
外ヶ浜町	19.12	○	×	4	○
鱒ヶ沢町	18.6	○	×	1.2	×
深浦町	18.4	○	×	4	×
西目屋村		×	×		×
藤崎町	18.9	○	×	3	○
大鰐町		×	×		×
田舎館村		×	×		×
板柳町		×	×		×
鶴田町		×	×		×
中泊町		×	×		×
野辺地町		×	×		×
七戸町	18.10	○	×	4	×
六戸町		×	×		×
横浜町	18.4	○	×	1	×
東北町	21.3	○	×	4	×
六ヶ所村	19.4	○	×		×
おいらせ町	24.8	○	×	4	○
大間町		×	×		×
東通村	20.5	○	×	5	○
風間浦村		×	×		×
佐井村	21.3	○	×	4	×
三戸町	20.8	○	×	5	×
五戸町		×	×		×
田子町		×	×		×
南部町	21.7	○	×	4	○
階上町	19.8	○	×	3	×
新郷村		×	×		×

市区町村 <岩手県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
盛岡市	22.4	○	×	1.2	○
宮古市		×	×		×
大船渡市		×	×		×
花巻市	25.6	○	○	4	×
北上市	20.9	○	×	3	○
久慈市	18.4	○	×		×
遠野市	18.4	○	×	3	×
一関市	18.5	○	×	6	○
陸前高田市		×	×		×
釜石市		×	×		×
二戸市		×	×		×
八幡平市	22.8	○	×	3	×
奥州市		×	×		×
滝沢市	18.4	○	×		○
雫石町	18.4	○	×	3	×
葛巻町	18.2	○	×		×
岩手町	21.4	○	×	5	×
紫波町	(29.4)	×	×		×
矢巾町		×	×		×
西和賀町	18.4	○	×	3	○
金ヶ崎町	18.4	○	×		×
平泉町		×	×		×
住田町		×	×		×
大槌町	20.4	×	○	1.2	×
山田町	18.4	○	×	3	×
岩泉町	20.3	○	×	5	○
田野畑村	18.3	○	×	3	○
普代村		×	×		×
軽米町		×	×		×
野田村		×	×		×
九戸村					×
洋野町	未回答	×	×		×
一戸町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <宮城県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
仙台市	18.4	○	○	6	○
石巻市	18.4	○	×	1,2	×
塩竈市	(28.4)	×	×		×
気仙沼市		×	×		×
白石市		×	×		×
名取市		×	×		×
角田市		×	×		×
多賀城市	25.1	○	×	5	○
岩沼市		×	×		×
登米市	19.8	○	×	4	○
栗原市		×	×		×
東松島市	18.4	○	×	4	×
大崎市	19.4	○	×	6	○
蔵王町		×	×		×
七ヶ宿町		×	×		×
大河原町		×	×		×
村田町	19.6	○	×	1,2	×
柴田町		×	×		×
川崎町	20.9	○	×	6	○
丸森町		×	×		×
亘理町	(28.4)	×	×		×
山元町	18.10	○	×	3	○
松島町		×	×		×
七ヶ浜町		×	×		×
利府町	18.4	○	×		×
大和町		×	×		×
大郷町		×	×		×
富谷町	18.4	○	×		×
大衡村		×	×		×
色麻町		×	×	6	×
加美町		×	×		×
涌谷町	22.4	○	×		○
美里町		×	×		×
女川町	18.4	○	×		○
南三陸町	20.4	○	×	3,4	×

<秋田県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
秋田市	21.4	○	○	6	×
能代市	20.3	○	×	3	○
横手市	未回答				
大館市		×	×		×
男鹿市	26.7	○	×	6	○
湯沢市		×	×		×
鹿角市	20.4	○	×	4	○
由利本荘市	19.4	○	×	5	×
潟上市	18.7	○	×	4	○
大仙市	26.4	○	×	1,2	○
北秋田市	19.7	○	×	3	○
にかほ市		×	×		×
仙北市	22.12	○	×	3	×
小坂町	18.11	○	×	3	○
上小阿仁村		×	×		×
藤里町	21.12	○	×		×
三種町		×	×		×
八峰町		×	×		×
五城目町	13.1	○	×		×
八郎潟町		×	×		×
井川町	20.4	○	×		×
大潟村	18.4	○	×		×
美郷町		×	×		×
羽後町		×	×		×
東成瀬村		×	×		×

Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <山形県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
山形市	18.4	○	×	6	×
米沢市		×	×		×
鶴岡市	24.9	○	×	4	×
酒田市	18.4	○	×		○
新庄市		×	×		×
寒河江市		×	×		×
上山市	27.1	○	×	5	○
村山市		×	×		×
長井市		×	×		×
天童市		×	×		×
東根市		×	×		×
尾花沢市		×	×		×
南陽市		×	×		×
山辺町		×	×		×
中山町	18.4	○	○	3	×
河北町		×	×		×
西川町		×	×		×
朝日町	未回答				
大江町		×	×		×
大石田町		×	×		×
金山町		×	×		×
最上町		×	×		×
舟形町	未回答				
真室川町		×	×		×
大蔵村		×	×		×
鮭川村	未回答				
戸沢村		×	×		×
高島町	18.4	○	×		○
川西町		×	×		×
小国町		×	×		×
白鷹町	18.4	○	×	4	○
飯豊町		×	×		×
三川町		×	×		×
庄内町		×	×		×
遊佐町	18.4	○	×	1.2	○

<福島県-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
福島市		×	×		×
会津若松市	18.4	○	×	4	○
郡山市	22.4	○	×		×
いわき市	19.12	○	×	6	○
白河市	18.8	○	○	3	×
須賀川市	20.6	○	×	5	×
喜多方市		×	×		×
相馬市	18.4	○	×		×
二本松市		×	×		×
田村市	20.8	○	×	4	○
南相馬市	23.4	○	×	5	○
伊達市		×	×		×
本宮市		×	×		×
桑折町		×	×		×
国見町		×	×		×
川俣町		×	×		×
大玉村		×	×		×
鏡石町		×	×		×
天栄村		×	×		×
下郷町		×	×		×
檜枝岐村		×	×		×
只見町		×	×		×
南会津町		×	×		×
北塩原村	未回答				
西会津町		×	×		×
磐梯町		×	×		×
猪苗代町	18.4	○	×		×
会津坂下町	18.12	○	×	3	○
湯川村	18.8	○	×		×
柳津町		×	×		×
三島町		×	×		×
金山町		×	×		×
昭和村		×	×		×
会津美里町	24.4	○	○	4	×
西郷村	20.8	○	○	6	×
泉崎村		×	×		×
中島村		×	×		×
矢吹町	25.2	○	×	5	×
棚倉町	未回答				
矢祭町		×	×		×
塙町		×	×		×
鮫川村		×	×		×
石川町		×	×		×
玉川村		×	×		×
平田村		×	×		×
浅川町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <福島県-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口			内部規程制定の形式	2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無			
		庁内	庁外		
古殿町		×	×		×
三春町		×	×		×
小野町		×	×		×
広野町	18.4	○	×	6	○
檜葉町	18.4	○	×	4	×
富岡町		×	×		×
川内村		×	×		×
大熊町		×	×		×
双葉町		×	×		×
浪江町		×	×		×
葛尾村		×	×		×
新地町		×	×		×
飯館村		×	×		×

<茨城県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口			内部規程制定の形式	2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無			
		庁内	庁外		
水戸市	19.4	○	×	5	○
日立市	18.4	○	×	6	○
土浦市	20.4	○	×		○
古河市	18.4	○	×		×
石岡市	20.4	○	×	4	○
結城市	24.4	○	×	4	○
龍ヶ崎市	18.4	○	×	2.4	○
下妻市		×	×		×
常総市		×	×		×
常陸太田市		×	×		×
高萩市		×	×		×
北茨城市	20.3	○	×	4	○
笠間市	19.6	○	×	4	×
取手市		×	×		×
牛久市		×	×		×
つくば市	19.4	○	×	3	○
ひたちなか市	18.4	○	×	4	○
鹿嶋市	21.9	○	×	3	×
潮来市	18.4	○	×		×
守谷市	20.4	○	×	3	○
常陸大宮市	18.4	○	×	6	○
那珂市	18.4	○	×	3	○
筑西市		×	×		×
坂東市		×	×		×
稲敷市		×	×		×
かすみがうら市	18.4	○	×	4	×
桜川市	20.8	○	×	3	○
神栖市	25.4	○	×	4	×
行方市		×	×		×
鉾田市		×	×		×
つくばみらい市		×	×		×
小美玉市	20.9	○	×	4	×
茨城町		×	×		×
大洗町		×	×		×
城里町		×	×		×
東海村		×	×		○
大子町	18.4	○	×	2	×
美浦村	22.7	○	×	4	○
阿見町	27.4	○	×		×
河内町		×	×		×
八千代町		×	×		×
五霞町		×	×		×
境町	18.4	○	×		×
利根町	25.4	○	×	3	×

Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <栃木県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
宇都宮市	18.4	○	×	6	○
足利市	18.4	○	×	5	×
栃木市	22.3	○	×	3	○
佐野市	22.4	○	×	6	○
鹿沼市	16.4	○	○	1,2	○
日光市	20.4	○	×	5	×
小山市	21.1	○	×	6	×
真岡市	18.4	○	×	4	×
大田原市		×	×		×
矢板市	18.4	○	×	5	×
那須塩原市		×	×		×
さくら市		×	×		×
那須烏山市		×	×		×
下野市	20.4	○	×	3	×
上三川町		×	×		×
益子町		×	×		×
茂木町		×	×		×
市貝町		×	×		×
芳賀町		×	×		×
壬生町		×	×		×
野木町	未回答				
塩谷町		×	×		×
高根沢町		×	×		×
那須町		×	×		×
那珂川町		×	×		×

<群馬県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
前橋市	18.4	○	○	6	○
高崎市	19.4	○	×	6	○
桐生市		×	×		×
伊勢崎市	18.5	○	×	6	○
太田市		×	×		×
沼田市		×	×		×
館林市	18.4	○	×	4.5	×
渋川市		×	×		×
藤岡市		×	×		×
富岡市	20.4	○	×	3	○
安中市		×	×		×
みどり市	24.4	○	×	4	×
榛東村		×	×		×
吉岡町	19.4	○	×		×
上野村	未回答				
神流町		×	×		×
下仁田町		×	×		×
南牧村		×	×		×
甘楽町		×	×		×
中之条町		×	×		×
長野原町	未回答				
嬭恋村	18.4	○	×	3	○
草津町		×	×		×
高山村		×	×		×
東吾妻町		×	×		×
片品村		×	×		×
川場村		×	×		×
昭和村		×	×		×
みなかみ町	21.4	○	×	3	○
玉村町		×	×		×
板倉町	18.4	○	×	4	○
明和町	18.4	○	×	6	○
千代田町	18.10	○	×	3	○
大泉町	23.4	○	×	3	○
邑楽町	20.8	○	×	3	×



Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <埼玉県-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
さいたま市	18.4	○	×	2.6	○
川越市	18.4	○	○	6	○
熊谷市	20.10	○	×	6	○
川口市	18.5	○	×	6	○
行田市		×	×		×
秩父市	18.3	○	×	3	×
所沢市	18.4	○	×	5	○
飯能市	18.4	○	×		○
加須市	22.3	○	×	4.6	×
本庄市	21.4	○	×	2	○
東松山市	18.6	○	×	2	○
春日部市	19.4	○	×	6	○
狭山市	19.4	○	×	6	○
羽生市	23.4	○	×	4	○
鴻巣市	18.3	○	×	3	×
深谷市	21.4	×	○	1.2	○
上尾市	23.4	○	×	4	×
草加市	19.7	○	○	1	×
越谷市	18.5	○	×	1.3	○
蕨市	18.4	○	×		×
戸田市	18.4	○	×	6	○
入間市	24.8	○	×		○
朝霞市	18.6	○	×	6	○
志木市	20.8	○	×	3	○
和光市	19.6	○	○	6	○
新座市	19.6	○	×	6	○
桶川市	18.4	○	×	6	○
久喜市	22.3	○	×	3	○
北本市	18.4	○	×		×
八潮市	18.4	○	○	3	○
富士見市	19.10	○	×	6	×
三郷市	19.4	○	×	5	○
蓮田市		×	×		×
坂戸市	19.8	○	×	3	○
幸手市	18.3	○	×	4	○
鶴ヶ島市	21.4	○	×		○
日高市	22.7	○	×	3	×
吉川市	18.7	○	×	6	×
ふじみ野市	19.3	○	×	2	×
白岡市		×	×		×
伊奈町	18.4	○	×	4	○
三芳町	20.2	○	○	1.2	○
毛呂山町	20.7	○	×	4	×
越生町	18.4	○	×		×
滑川町		×	×		×
嵐山町	28.1	○	×	2	×
小川町	18.7	○	×		×

<埼玉県-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
川島町		×	×		×
吉見町		×	×		×
鳩山町		×	×		×
ときがわ町		×	×		×
横瀬町		×	×		×
皆野町		×	×		×
長瀨町	19.1	○	×		×
小鹿野町		×	×		×
東秩父村	20.4	○	×		×
美里町	21.4	○	×		×
神川町	18.9	○	×	3	○
上里町		×	×		×
寄居町		×	×		×
宮代町	18.4	○	×		×
杉戸町	20.7	○	×	4	×
松伏町	21.4	○	×	1	×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <千葉県-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
千葉市	18.4	○	○	6	○
銚子市	23.1	○	×	6	○
市川市	18.4	○	×	6	○
船橋市	19.4	○	○	6	○
館山市	18.8	○	×	6	○
木更津市	18.4	○	×	3	○
松戸市	21.4	○	×	2	○
野田市	18.4	○	×	3	○
茂原市	19.1	○	×	4	○
成田市	未回答				
佐倉市	18.4	○	×	6	○
東金市	20.2	○	×	4	○
旭市	18.4	○	×	3	×
習志野市	19.4	○	×	6	○
柏市	20.1	○	×	6	○
勝浦市	21.4	○	×	3	○
市原市	18.4	○	×	6	○
流山市	18.8	○	×	6	○
八千代市	19.1	○	×	3	○
我孫子市	18.7	○	×	3	○
鴨川市	19.4	○	×	4	○
鎌ヶ谷市	18.6	○	×	6	○
君津市	20.4	○	×	4	○
富津市	19.4	○	×	5	○
浦安市	19.4	○	×	6	○
四街道市	18.4	○	×	6	×
袖ヶ浦市	27.4	○	×	4	○
八街市	19.1	○	×	6	○
印西市	18.4	○	×	2	○
白井市		×	×		×
富里市	18.4	○	×	3	○
南房総市	22.1	○	×	3	○
匝瑳市	20.4	○	×	3	×
香取市	18.10	○	×	2	○
山武市	19.11	○	×	3	×
いすみ市	19.4	○	×	4	○
大網白里市	20.11	○	○	3	×
酒々井町		×	×		×
栄町	18.4	○	×		×
神崎町		×	×		×
多古町	20.4	○	×	3	○
東庄町	19.4	○	×	4	○
九十九里町	21.4	○	×	3	○
芝山町	26.4	○	×	3	×
横芝光町	19.4	○	×		○
一宮町		×	×		×
睦沢町	21.3	○	×	4	×

<千葉県-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
長生村	24.3	○	×	4	×
白子町	21.1	○	×	4	○
長柄町	26.7	○	×	4	×
長南町	20.4	○	×	3	×
大多喜町	20.4	○	×	3	○
御宿町	19.4	○	×	3	○
鋸南町		×	×		×

Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <東京都-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
千代田区	15.8	○	○	1,2	×
中央区	23.1	○	×		×
港区	19.6	○	○	6	○
新宿区	18.9	×	○	1,2	○
文京区	18.4	○	×	4,5	○
台東区	17.1	○	○	6	○
墨田区	16.2	○	×	5	○
江東区	18.4	○	×	3	×
品川区	21.2	○	○	6	○
目黒区	18.4	×	○	1,2	○
大田区	18.4	○	×	6	○
世田谷区	18.4	○	○	6	○
渋谷区	18.4	○	×		○
中野区	15.6	○	×	1,2	○
杉並区	16.4	×	○	1,2	○
豊島区	18.7	○	×	6	○
北区	18.4	○	×	6	○
荒川区	17.10	×	○	6	○
板橋区	18.4	○	○	1,2	○
練馬区	21.4	○	×	6	○
足立区	18.4	○	○	6	○
葛飾区	17.7	○	○	5	○
江戸川区	18.4	○	○	6	○
八王子市	18.4	○	×	6	○
立川市	18.11	○	○	6	○
武蔵野市	18.7	○	○	6	○
三鷹市	19.1	○	×	6	×
青梅市	19.4	○	×		○
府中市	(28.4)	×	×		○
昭島市	18.4	○	×		○
調布市	18.4	○	○	6	○
町田市	18.3	○	×	2	○
小金井市	18.4	○	×		×
小平市	18.4	○	×		○
日野市		○	×		×
東村山市	23.6	○	×	5	×
国分寺市	未回答				
国立市	19.4	×	○	4	○
福生市	25.4	○	×	6	○
狛江市	18.4	○	×	2	×
東大和市	20.5	○	×	6	×
清瀬市	21.4	○	×	2	○
東久留米市	19.1	○	×	4	×
武蔵村山市	19.12	○	×	2	×
多摩市	18.4	○	×		○
稲城市		×	×		×
羽村市		×	×		×

<東京都-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
あきる野市		×	×		×
西東京市		×	×		×
瑞穂町		×	×		×
日の出町	20.6	○	×	3	×
檜原村		×	×		×
奥多摩町	22.10	○	×	6	×
大島町	19.4	×	○	1	×
利島村		×	×		×
新島村	未回答				
神津島村		×	×		×
三宅村		×	×		×
御蔵島村		×	×		×
八丈町	未回答				
青ヶ島村		×	×		×
小笠原村		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <神奈川県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
横浜市	16.4	×	○	2.6	×
川崎市	18.4	○	×	6	×
相模原市	18.6	○	×	4	○
横須賀市	24.4	○	×	6	○
平塚市	18.4	○	×	6	○
鎌倉市	18.5	○	○	6	○
藤沢市	18.5	○	○	1.2	○
小田原市	18.4	○	×	6	○
茅ヶ崎市	23.4	○	○	6	○
逗子市	19.4	○	×	5	○
三浦市	18.4	○	×		×
秦野市	19.4	○	×	4	○
厚木市	20.4	○	×	1.2	○
大和市	18.4	○	×	6	○
伊勢原市		×	×		○
海老名市	18.4	○	×	6	○
座間市	19.4	○	×	6	×
南足柄市		×	×		×
綾瀬市	18.4	○	×	4	○
葉山町	18.4	○	×	5	×
寒川町	18.6	○	○	6	○
大磯町		×	×		×
二宮町		×	×		×
中井町	18.8	○	×	4	○
大井町	18.4	○	×	6	○
松田町	22.10	○	×	5	×
山北町		×	×		×
開成町		×	×		×
箱根町	20.5	○	×	3	×
真鶴町		×	×		×
湯河原町		×	×		×
愛川町	18.4	○	×	6	○
清川村	19.10	○	×	3	○

<新潟県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
新潟市	17.10	×	○	1.2	○
長岡市	18.4	○	×	3.6	○
三条市		×	×		×
柏崎市	18.4	○	×	1.2	○
新発田市	21.7	○	×	1.2	○
小千谷市	18.1	○	×	3	×
加茂市		×	×		×
十日町市	18.4	○	×		×
見附市	20.9	○	×	3	○
村上市	20.4	○	×	4	○
燕市	22.11	○	×	1.6	×
糸魚川市	19.3	○	×	3	○
妙高市	22.10	○	×	6	×
五泉市	21.4	○	×	3	○
上越市	(28.12)	×	×		×
阿賀野市	20.9	○	×	3	○
佐渡市	18.6	○	×	1.2	×
魚沼市		×	×		×
南魚沼市		×	×		×
胎内市		×	×		×
聖籠町	20.7	○	×	3	○
弥彦村	(28.8)	×	×		×
田上町	18.4	○	×		×
阿賀町		×	×		×
出雲崎町		×	×		×
湯沢町	20.5	○	×	4	×
津南町	24.8	○	×	3	×
刈羽村		×	×		×
関川村		×	×		×
粟島浦村		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <富山県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
富山市	14.4	○	×	6	○
高岡市	18.4	○	×	6	×
魚津市	19.4	○	×	3	×
氷見市	23.4	○	×	6	○
滑川市	19.10	○	×	4	×
黒部市		×	×		×
砺波市	19.4	○	×	4	○
小矢部市	18.4	○	×	3,6	○
南砺市	18.4	○	×	4	×
射水市	21.4	○	×	4	○
舟橋村		×	×		×
上市町	18.4	○	×		×
立山町	19.11	○	×	4	×
入善町		×	×		×
朝日町		×	×		×

<石川県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
金沢市	18.4	○	×	6	○
七尾市	20.4	○	×	3	○
小松市	18.4	○	×	4	○
輪島市		×	×		×
珠洲市		×	×		×
加賀市	18.7	○	×	4	○
羽咋市	18.4	○	×	3	×
かほく市		×	×		×
白山市		×	×		×
能美市		×	×		×
野々市市	18.11	○	×		○
川北町	23.11	○	×	6	×
津幡町		×	×		×
内灘町		×	×		×
志賀町		×	×		×
宝達志水町		×	×		×
中能登町		×	×		×
穴水町		×	×		×
能登町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <福井県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
福井市	15.11	○	×	4	○
敦賀市		×	×		×
小浜市	18.4	○	×	6	○
大野市		×	×		×
勝山市		×	×		×
鯖江市	20.4	○	×	6	○
あわら市		×	×		×
越前市	20.6	×	○	5	○
坂井市		×	×		×
永平寺町		×	×		×
池田町		×	×		×
南越前町		×	×		×
越前町	22.4	○	×	4	×
美浜町		×	×		×
高浜町		×	×		×
おおい町	21.8	○	×		×
若狭町		×	×		×

<山梨県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
甲府市	22.4	○	×		○
富士吉田市		×	×		×
都留市	20.4	○	×		○
山梨市		×	×		×
大月市	23.4	○	×	4	×
韮崎市	18.4	○	×	5	×
南アルプス市	18.4	○	×	3	○
北杜市	18.4	○	×		○
甲斐市	27.4	○	×	4	×
笛吹市		×	×		×
上野原市	22.4	○	×		○
甲州市		×	×		×
中央市		×	×		×
市川三郷町		×	×		×
早川町		×	×		×
身延町	19.10	○	×	4	○
南部町	21.4	○	×		○
富士川町		×	×		×
昭和町	18.4	○	×		×
道志村		×	×		×
西桂町	19.11	○	×	4	×
忍野村		×	×		×
山中湖村		×	×		×
鳴沢村		×	×		×
富士河口湖町		×	×		×
小菅村		×	×		×
丹波山村		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <長野県-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
長野市	25.5	○	×	6	○
松本市	17.4	○	×		○
上田市	18.12	○	×	3	○
岡谷市	26.4	○	×		×
飯田市		×	×		×
諏訪市	20.4	○	×	3	○
須坂市	18.4	○	×		○
小諸市		×	×		×
伊那市		×	×		×
駒ヶ根市	18.6	○	×	4	×
中野市	20.4	○	×	6	×
大町市		×	×		×
飯山市	21.4	○	×		×
茅野市		×	×		×
塩尻市		×	×		×
佐久市		×	×		×
千曲市		×	×		×
東御市		×	×		×
安曇野市	26.12	○	×	3	×
小海町		×	×		×
川上村		×	×		×
南牧村		×	×		×
南相木村		×	×		×
北相木村		×	×		×
佐久穂町		×	×		×
軽井沢町	18.4	○	×	3	○
御代田町		×	×		×
立科町	24.4	○	×	4	×
青木村		×	×		×
長和町		×	×		×
下諏訪町	18.4	○	×		×
富士見町	24.4	○	×	4	○
原村	18.10	○	×	6	○
辰野町		×	×		×
箕輪町		×	×		×
飯島町		×	×		×
南箕輪村		×	×		×
中川村		×	×		×
宮田村		×	×		×
松川町		×	×		×
高森町		×	×		×
阿南町		×	×		×
阿智村		×	×		×
平谷村		×	×		×
根羽村	19.4	○	×		×
下條村	(28.4)	×	×		×
売木村	18.4	○	×	6	○

<長野県-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
天龍村		×	×		×
泰阜村		×	×		×
喬木村		×	×		×
豊丘村	21.4	○	×		×
大鹿村		×	×		×
上松町		×	×		×
南木曾町	18.4	○	×		○
木祖村		×	×		×
王滝村		×	×		×
大桑村		×	×		×
木曾町		×	×		×
麻績村		×	×		×
生坂村		×	×		×
山形村		×	×		×
朝日村	19.1	○	×	5	×
筑北村		×	×		×
池田町		×	×		×
松川村		×	×		×
白馬村		×	×		×
小谷村		×	×		×
坂城町	20.4	○	×		×
小布施町		×	×		×
高山村		×	×		×
山ノ内町		×	×		×
木島平村	20.9	○	×	4	×
野沢温泉村		×	×		×
信濃町		×	×		×
小川村		×	×		×
飯綱町		×	×		×
栄村	19.12	○	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <岐阜県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
岐阜市	15.1	○	×	5	○
大垣市		×	×		×
高山市	18.4	○	×	2	○
多治見市	19.4	○	×	1,2	○
関市		×	×		×
中津川市	20.7	○	×	4	×
美濃市		×	×		×
瑞浪市	19.1	○	×	2	○
羽島市	19.3	○	×	3	×
恵那市	24.1	×	○	1	○
美濃加茂市	20.4	○	×	1	○
土岐市	18.4	○	○	4	×
各務原市	20.8	○	×	6	○
可児市	18.4	○	×	4	○
山県市	18.4	○	×	4	○
瑞穂市	20.4	○	×	1,2	×
飛騨市	21.6	○	×	3	○
本巣市	19.9	○	×	4	×
郡上市	19.4	○	×	3	○
下呂市	18.10	○	×	2	○
海津市	19.9	○	×	5	×
岐南町		×	×		×
笠松町	20.9	○	×	4	×
養老町		×	×		×
垂井町		×	×		×
関ヶ原町		×	×		×
神戸町		×	×		×
輪之内町	18.4	○	×	5	○
安八町		×	×		×
揖斐川町		×	×		×
大野町		×	×		×
池田町		×	×		×
北方町		×	×		×
坂祝町	20.1	○	×	5	×
富加町		×	×		×
川辺町		×	×		×
七宗町		×	×		×
八百津町	21.11	○	×	4	×
白川町		×	×		×
東白川村	20.4	○	×	4	×
御嵩町	19.4	○	×	1,2	×
白川村		×	×		×

<静岡県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
静岡市	18.10	○	×	6	○
浜松市	18.4	○	○	6	○
沼津市	18.6	○	×	4	○
熱海市		×	×		×
三島市	18.4	○	×	6	×
富士宮市	18.4	○	×		○
伊東市		×	×		×
島田市		×	×		×
富士市	22.7	○	×	6	○
磐田市	18.4	○	×	5	×
焼津市		×	×		×
掛川市	21.9	○	○	6	○
藤枝市	19.4	○	×		○
御殿場市		×	×		×
袋井市	21.4	○	×	3	○
下田市		×	×		×
裾野市	23.4	○	×	3	○
湖西市	21.4	○	×	3,5	○
伊豆市		×	×		×
御前崎市	21.4	○	×	4	×
菊川市	20.4	○	×	4	○
伊豆の国市	18.4	○	○	4	×
牧之原市	26.10	○	×	3	×
東伊豆町	23.2	○	×	3	×
河津町		×	×		×
南伊豆町		×	×		×
松崎町		×	×		×
西伊豆町	20.9	○	×	6	○
函南町		×	×		×
清水町		×	×		×
長泉町		×	×		×
小山町	19.2	○	×	6	×
吉田町		×	×		×
川根本町		×	×		×
森町	20.8	○	×	4	×



### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <愛知県-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
名古屋市	17.2	○	○	1,2	○
豊橋市	18.4	○	×	6	○
岡崎市	19.4	○	×	6	×
一宮市	18.4	○	○	6	○
瀬戸市	18.4	○	×	6	○
半田市	18.4	○	○	6	×
春日井市	22.10	○	×	4	○
豊川市	18.4	○	×		×
津島市		×	×		×
碧南市	18.1	○	×		×
刈谷市	19.12	○	×	6	×
豊田市	19.4	○	×	6	○
安城市	17.11	○	×	6	○
西尾市	15.12	○	×	6	○
蒲郡市	18.8	○	×	2	○
犬山市	18.9	○	×	6	○
常滑市		×	×		×
江南市	19.1	○	×	6	○
小牧市	未回答				
稲沢市	18.4	○	×	4	○
新城市	18.7	○	×	6	×
東海市	18.4	○	×	6	×
大府市	18.10	○	○	6	○
知多市	23.4	○	×		×
知立市	18.11	○	×	6	×
尾張旭市	18.4	○	×	6	×
高浜市	21.5	○	×	6	×
岩倉市	18.4	○	×	1,2	○
豊明市	18.11	○	×	4	×
日進市	23.4	○	×	6	×
田原市	22.10	○	×	6	○
愛西市	20.7	○	×	3	○
清須市	20.4	○	×	1	○
北名古屋市	18.4	○	×		×
弥富市		×	×		×
みよし市	19.9	○	×	6	×
あま市	23.4	○	×		○
長久手市	19.4	○	×	6	○
東郷町	19.1	○	×	4	×
豊山町		×	×		×
大口町	19.1	○	×	4	○
扶桑町	18.4	○	×		○
大治町	18.4	○	×		×
蟹江町		×	×		×
飛鳥村	18.4	○	×	4	○
阿久比町	20.4	○	×	6	○
東浦町	26.4	○	○	1,2	○

<愛知県-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
南知多町	23.4	○	×	5	×
美浜町	18.4	○	×		×
武豊町	22.4	○	×	4	○
幸田町		×	×		×
設楽町		×	×		×
東栄町		×	×		×
豊根村		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <三重県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
津市	20.7	○	×	4	×
四日市市	15.4	×	○	4	○
伊勢市	21.4	○	×	3	○
松阪市	18.4	○	×	3	○
桑名市	22.6	○	○	3	○
鈴鹿市	18.8	○	×	6	○
名張市	20.4	×	○	3	×
尾鷲市	18.7	○	×	4	○
亀山市	20.7	○	×	3	○
鳥羽市	25.1	○	×	4	○
熊野市	22.6	○	×	6	○
いなべ市		×	×		×
志摩市	19.2	○	×	5	○
伊賀市	19.4	○	×	1	○
木曾岬町		×	×		×
東員町		×	×		×
菰野町		×	×		×
朝日町		×	×		×
川越町		×	×		×
多気町	18.1	○	×		×
明和町		×	×		×
大台町		×	×		×
玉城町		×	×		×
度会町	18.4	○	×	4	○
大紀町		×	×		×
南伊勢町	24.10	○	×	3	○
紀北町	17.10	○	×		×
御浜町	18.1	○	×	6	○
紀宝町		×	×		×

<滋賀県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
大津市	19.1	○	○	1.2	○
彦根市		×	×		×
長浜市	19.10	○	×	1.2	○
近江八幡市	22.10	○	○	1.2	○
草津市	18.4	○	○	2	×
守山市	18.6	○	×	2	○
栗東市		×	×		×
甲賀市	19.4	○	×	1.2	○
野洲市		×	×		×
湖南市	18.8	○	×	3	×
高島市	18.12	○	×	3	○
東近江市	20.2	○	×	3	○
米原市	21.9	○	×	3	○
日野町	18.10	○	×	4	○
竜王町		×	×		×
愛荘町	23.6	○	×	6	○
豊郷町		×	×		×
甲良町		×	×		×
多賀町	18.9	○	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <京都府>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
京都市	18.4	○	○	6	○
福知山市	20.3	○	×	1,2	○
舞鶴市	22.8	○	○	6	×
綾部市		×	×		×
宇治市	23.1	○	×	6	○
宮津市		×	×		×
亀岡市	25.12	○	○	4	○
城陽市		×	×		×
向日市	19.9	○	×	4	○
長岡京市	16.4	○	×	1,2	○
八幡市	20.4	○	×	5	○
京田辺市	19.4	○	×	3	○
京丹後市	21.4	○	×	4	×
南丹市	22.10	○	×	3,4	×
木津川市	19.3	○	×		○
大山崎町	22.12	○	×	2	○
久御山町	21.4	○	×	3	○
井手町	18.12	○	×	3,6	○
宇治田原町	19.8	○	×	6	×
笠置町		×	×		×
和束町	23.4	○	×	1,2	×
精華町	18.4	○	×		○
南山城村		×	×		×
京丹波町	19.12	○	×	1,2	○
伊根町		×	×		×
与謝野町	18.12	○	×	3	○

<大阪府>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
大阪市	18.4	○	○	1,2	○
堺市	17.7	○	×	6	○
岸和田市	18.4	○	×	6	×
豊中市	18.4	○	×	6	○
池田市		×	×		×
吹田市	21.4	○	○	1,2	○
泉大津市		×	×		×
高槻市	18.4	○	○	2	○
貝塚市	26.6	○	×	6	○
守口市	18.5	○	×	6	○
枚方市	21.4	○	○	4	○
茨木市	18.6	○	×		×
八尾市	18.6	○	×	6	×
泉佐野市	21.11	○	×	6	×
富田林市	18.4	○	×	6	○
寝屋川市	18.4	○	○	1,6	○
河内長野市	22.8	○	○	5	○
松原市	19.4	○	○	6	○
大東市	18.4	○	○	6	○
和泉市	15.12	○	×	1,2	○
箕面市	19.9	○	×	6	○
柏原市	25.4	○	○	4	○
羽曳野市		×	×		×
門真市	19.2	○	×	6	○
摂津市	18.4	○	×	2	○
高石市	17.6	○	×	5	×
藤井寺市		×	×		×
東大阪市	18.4	○	×	6	○
泉南市		×	×		×
四條畷市	14.11	○	×	5	×
交野市	(28.5)	×	×		×
大阪狭山市		×	×		×
阪南市		×	×		×
島本町	18.4	○	×	2	○
豊能町	19.4	○	×	5	○
能勢町	18.4	○	×		×
忠岡町		×	×		×
熊取町	(29.4)	×	×		×
田尻町		×	×		×
岬町		×	×		×
太子町		○	×		×
河南町	22.4	○	×	3	○
千早赤阪村		×	×		×

Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <兵庫県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
神戸市	17.8	○	○	6	×
姫路市	18.7	○	○	5	×
尼崎市	18.9	○	○	6	○
明石市	22.7	×	○	1,2	○
西宮市	18.11	○	○	6	○
洲本市		×	×		×
芦屋市	18.4	○	○	2	○
伊丹市	18.4	○	×	2	○
相生市	24.10	○	×	6	×
豊岡市		×	×		×
加古川市	18.4	○	○	6	○
赤穂市	20.1	○	×	4	×
西脇市	(29.4)	×	×		×
宝塚市	19.4	○	○	1,2	×
三木市		×	×		×
高砂市	20.9	○	×	6	○
川西市	18.6	○	×	6	○
小野市	20.10	○	×	4	○
三田市	18.10	×	○	1,2,5,6	×
加西市	18.8	○	×	2	×
篠山市	23.4	○	×	1,2	×
養父市	20.7	○	×	4	×
丹波市	20.4	○	×	2	○
南あわじ市		×	×	5	×
朝来市	19.1	○	×	3	○
淡路市	18.11	○	×	3	○
宍粟市	23.3	○	○	1,2	○
加東市	22.4	○	×	4	×
たつの市	21.4	○	×		○
猪名川町	23.6	○	×	5	○
多可町		×	×		×
稲美町	20.10	○	×	3	○
播磨町		×	×		×
市川町		×	×		×
福崎町		×	×		×
神河町	25.6	○	×	3	×
太子町		×	×		×
上郡町		×	×		×
佐用町		×	×		×
香美町		×	×		×
新温泉町	18.4	○	×		×

<奈良県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
奈良市	18.4	○	○	6	○
大和高田市	20.4	○	×		×
大和郡山市	24.4	○	×	6	×
天理市	20.4	○	○	4	○
橿原市	25.4	○	×	3	○
桜井市	19.5	○	×		×
五條市		×	×		×
御所市		×	×		×
生駒市	19.11	×	○	1,2	×
香芝市	19.4	○	×	6	○
葛城市	18.4	○	×	6	○
宇陀市	27.4	○	○	4	×
山添村		×	×		×
平群町	18.4	○	×		×
三郷町		×	×		×
斑鳩町	21.1	○	×	6	×
安堵町		×	×		×
川西町	19.2	○	×	6	×
三宅町		×	×		×
田原本町	21.12	○	×	3	×
曽爾村		×	×		×
御杖村		×	×		×
高取町		×	×		×
明日香村		×	×		×
上牧町		×	×		×
王寺町	18.4	○	×	3	○
広陵町		×	×		×
河合町		×	×		×
吉野町	27.4	○	×		×
大淀町		×	×		×
下市町	未回答				×
黒滝村		×	×		×
天川村		×	×		×
野迫川村		×	×		×
十津川村	18.4	○	×		○
下北山村		×	×		×
上北山村		×	×		×
川上村		×	×		×
東吉野村		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <和歌山県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
和歌山市	17.4	×	○	6	○
海南市		×	×		×
橋本市	23.4	○	×	5	○
有田市		×	×		×
御坊市		×	×		×
田辺市	16.4	○	×		○
新宮市	23.4	○	×	3	×
紀の川市	26.4	○	×	4	×
岩出市	24.6	○	×	4	×
紀美野町	20.8	○	×	3	○
かつらぎ町		×	×		×
九度山町	24.4	○	×	5	○
高野町		×	×		×
湯浅町	22.8	○	×	4	×
広川町	18.3	○	×	2	×
有田川町		×	×		×
美浜町		×	×		×
日高町		×	×		×
由良町		×	×		×
印南町		×	×		×
みなべ町		×	×		×
日高川町		×	×		×
白浜町	19.4	○	×		×
上富田町	19.9	○	×	3	×
すさみ町		×	×		×
那智勝浦町		×	×		×
太地町		×	×		×
古座川町		×	×		×
北山村		×	×		×
串本町	22.7	○	×	3	○

<鳥取県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
鳥取市	18.4	○	○	5	○
米子市	18.4	○	×	6	○
倉吉市	18.11	○	×	6	○
境港市	19.11	○	×	6	○
岩美町	18.8	○	×		○
若桜町		×	×		×
智頭町		×	×		×
八頭町	23.8	○	×	4	○
三朝町	23.2	○	×	4	○
湯梨浜町	21.6	○	×	4	○
琴浦町		×	×		×
北栄町	22.3	○	×	4	○
日吉津村		×	×		×
大山町	20.7	○	×	4	○
南部町		×	×		×
伯耆町		×	×		×
日南町	19.10	○	×	6	×
日野町	未回答				
江府町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <島根県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
松江市	20.7	○	×	6	○
浜田市	20.4	○	×	4	×
出雲市	19.5	○	×	5	×
益田市	20.6	○	×	4	○
大田市	20.4	○	○	4	○
安来市	18.4	○	×	5	○
江津市	20.4	○	×	3	○
雲南市	22.7	○	×	4	○
奥出雲町	20.4	○	×		×
飯南町	19.2	○	×	4	×
川本町		×	×		×
美郷町	20.3	○	×	3	○
邑南町	19.10	○	×	3	○
津和野町		×	×		×
吉賀町		×	×		×
海士町	19.12	○	×	6	○
西ノ島町		×	×		×
知夫村		×	×		×
隠岐の島町	23.4	○	×	4	○

<岡山県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
岡山市	18.4	○	×	4	○
倉敷市	18.4	○	×	3	○
津山市	18.4	○	×	4	×
玉野市	25.6	○	○	1,2	×
笠岡市	20.4	○	×	4	×
井原市	19.11	○	×	6	○
総社市	20.4	○	○	1,2	○
高梁市	18.4	○	×	4	×
新見市	20.4	○	×	4	○
備前市	21.4	○	×		×
瀬戸内市	27.8	○	×	3	×
赤磐市	19.10	×	○	1,2	×
真庭市	20.4	○	○	4	○
美作市		×	×		×
浅口市	20.4	○	×	4	○
和気町	27.8	○	×	4	×
早島町	18.7	○	×	6	○
里庄町		×	×		×
矢掛町	18.6	○	×	3	×
新庄村		×	×		×
鏡野町		×	×		×
勝央町		×	×		×
奈義町		×	×		×
西粟倉村		×	×		×
久米南町	18.4	○	×	4	×
美咲町	18.4	○	×	3	○
吉備中央町	18.4	○	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <広島県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				内部規程制定の形式	2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無				
		庁内	庁外			
広島市	18.11	×	○	6	○	
呉市	19.7	×	○	1,2	×	
竹原市	27.4	○	×		○	
三原市		×	×		×	
尾道市		×	×		×	
福山市	19.4	○	○	6	×	
府中市		×	×		×	
三次市	20.7	○	○	1,2	○	
庄原市		×	×		×	
大竹市		×	×		×	
東広島市	18.11	○	×	4	○	
廿日市市	20.4	○	×	3	○	
安芸高田市	20.7	○	×	4	○	
江田島市		×	×		×	
府中町	23.3	○	×	4	○	
海田町	20.7	○	×	6	○	
熊野町	19.11	○	×	3	×	
坂町	23.4	○	×		×	
安芸太田町		×	×		×	
北広島町		×	×		×	
大崎上島町		×	×		×	
世羅町	22.4	○	×	4	×	
神石高原町		×	×		×	

<山口県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				内部規程制定の形式	2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無				
		庁内	庁外			
下関市	18.4	○	×	6	○	
宇部市		×	×		○	
山口市	18.4	○	×	6	○	
萩市		×	×		×	
防府市	18.4	○	×	6	○	
下松市	18.4	○	×	6	×	
岩国市	25.10	○	×	6	○	
光市	18.4	○	×	5	○	
長門市	18.4	○	×	3,6	○	
柳井市	18.4	○	×	4	○	
美祢市		×	×		×	
周南市	19.11	○	×	1,2	○	
山陽小野田市	18.4	○	×	5	×	
周防大島町		×	×		×	
和木町		×	×		×	
上関町		×	×		×	
田布施町		×	×		×	
平生町		×	×		×	
阿武町		×	×		×	

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <徳島県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
徳島市		×	×		×
鳴門市	18.4	○	×	6	○
小松島市	22.4	○	○	3	○
阿南市		×	×		×
吉野川市		×	×		×
阿波市		×	×		×
美馬市	20.12	○	×	4	×
三好市	19.11	○	×	3	○
勝浦町	18.4	○	×		×
上勝町		×	×		×
佐那河内村	21.10	○	×	4	×
石井町		×	×		×
神山町		×	×		×
那賀町	20.6	○	×		×
牟岐町		×	×		×
美波町		×	×		×
海陽町		×	×		×
松茂町	26.4	○	×		×
北島町		×	×		×
藍住町		×	×		×
板野町		×	×		×
上板町		×	×		×
つるぎ町		×	×		×
東みよし町		×	×		×

<香川県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
高松市	18.4	○	○	1	○
丸亀市	17.9	○	×	1,2	×
坂出市	18.4	○	×	5	○
善通寺市		×	×		×
観音寺市		×	×		×
さぬき市	21.1	○	×	4	×
東かがわ市	18.4	○	×	2	○
三豊市	20.4	○	○	2	○
土庄町		×	×		×
小豆島町	18.4	○	×		×
三木町		×	×		×
直島町		×	×		×
宇多津町	23.4	○	×		×
綾川町		×	×		×
琴平町	25.4	○	×	3	×
多度津町		×	×		×
まんのう町		×	×		×



### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <愛媛県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
松山市	18.5	○	×	1.2	○
今治市	18.4	○	×	3	○
宇和島市	18.4	○	×		○
八幡浜市	24.4	○	×	6	○
新居浜市	18.4	○	×	6	○
西条市	18.4	○	×	5	○
大洲市	18.4	○	×	5	×
伊予市	18.4	○	○	2	○
四国中央市	18.4	○	×	4	○
西予市	18.4	○	×	3	○
東温市	19.1	○	×	6	○
上島町	18.4	○	×		×
久万高原町	18.4	○	×	5	○
松前町	20.12	○	×	3.4	○
砥部町	18.4	○	×	4	×
内子町	18.8	○	×	3.4	○
伊方町	18.4	○	×	6	×
松野町	20.8	○	×	4	○
鬼北町	20.8	○	×	4	○
愛南町	18.5	○	×	5	×

<高知県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
高知市	21.10	○	×	3	○
室戸市		×	×		×
安芸市		×	×		×
南国市		×	×		×
土佐市		×	×		×
須崎市		×	×		×
宿毛市		×	×		×
土佐清水市		×	×		×
四万十市		×	×		×
香南市	19.1	○	×	5	×
香美市		×	×		×
東洋町		×	×		×
奈半利町	18.5	○	×		×
田野町		×	×		×
安田町		×	×		×
北川村		×	×		×
馬路村		×	×		×
芸西村		×	×		×
本山町		×	×		×
大豊町		×	×		×
土佐町		×	×		×
大川村		×	×		×
いの町		×	×		×
仁淀川町		×	×		×
中土佐町	21.4	○	×		×
佐川町		×	×		×
越知町		×	×		×
梲原町		×	×		×
日高村		×	×		×
津野町		×	×		×
四万十町		×	×		×
大月町		×	×		×
三原村	18.4	○	×		○
黒潮町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <福岡県-1>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
北九州市	19.1	○	○	6	○
福岡市	16.5	○	○	6	○
大牟田市	20.4	○	×		○
久留米市	18.4	○	×	6	○
直方市	19.3	○	×	3	○
飯塚市	19.4	○	×	5	×
田川市		×	×		○
柳川市		×	×		×
八女市		×	×		×
筑後市	24.4	○	○	1,2	×
大川市		×	×		×
行橋市	18.7	○	×	4	×
豊前市		×	×		×
中間市	23.7	○	○	3	○
小郡市	22.7	×	○	1,2	×
筑紫野市	22.4	○	×	2	○
春日市	20.1	○	×	2,6	○
大野城市	18.4	○	×	6	○
宗像市		×	×		×
太宰府市	20.1	○	×	4	×
古賀市		×	×		×
福津市		×	×		×
うきは市	19.8	○	×	4	×
宮若市	21.4	○	×	1,2	○
嘉麻市		×	×		○
朝倉市	21.3	○	×	4	○
みやま市	20.8	○	×	4	×
糸島市	24.6	○	○	6	○
那珂川町	22.4	○	×	6	○
宇美町		×	×		×
篠栗町		×	×		×
志免町	18.4	○	×		×
須恵町		×	×		×
新宮町	18.4	○	×	6	×
久山町		×	×		×
粕屋町	18.6	○	×	6	×
芦屋町		×	×		×
水巻町		×	×		×
岡垣町		×	×		×
遠賀町		×	×		×
小竹町		×	×		×
鞍手町	28.3	○	×	5	○
桂川町		×	×		×
筑前町	20.8	○	×	4	○
東峰村		×	×		×
大刀洗町		×	×		×
大木町		×	×		×

<福岡県-2>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
広川町		×	×		×
香春町	21.4	○	×		×
添田町		×	×		×
糸田町		×	×		×
川崎町	23.11	○	×	3	×
大任町		×	×		×
赤村		×	×		×
福智町		×	×		×
苅田町	19.9	○	×	6	×
みやこ町	19.4	○	×		○
吉富町		×	×		×
上毛町		×	×		×
築上町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <佐賀県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
佐賀市	19.2	○	○	6	○
唐津市	20.2	○	○	3	×
鳥栖市	23.4	○	×	6	×
多久市	18.4	○	×	4,6	○
伊万里市	20.4	○	×	3	○
武雄市	18.12	○	×	5	○
鹿島市	20.1	○	×	4	○
小城市	22.8	○	×	4	×
嬉野市	27.2	○	×	4	×
神埼市	22.9	○	×	6	○
吉野ヶ里町	23.4	○	×	4	×
基山町		×	×		×
上峰町		×	×		×
みやき町	26.11	○	×	3	×
玄海町	未回答				
有田町	(28.10)	×	×		×
大町町		×	×		×
江北町		×	×		×
白石町	22.12	○	×	4	×
太良町	22.12	○	×	4	×

<長崎県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
長崎市	19.4	○	×	4	○
佐世保市	20.4	○	×	3,4	×
島原市		×	×		○
諫早市	18.4	○	×		×
大村市	未回答				
平戸市	未回答				
松浦市		×	×		×
対馬市		×	×		×
壱岐市		×	×		×
五島市	20.10	○	○	2	×
西海市		×	×		×
雲仙市	19.6	○	○	1,2	○
南島原市	18.9	○	×		×
長与町	18.4	○	×		×
時津町		×	×		×
東彼杵町	23.11	○	×		×
川棚町		×	×		×
波佐見町		×	×		×
小値賀町	18.10	○	×		×
佐々町		×	×		×
新上五島町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <熊本県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				内部規程制定の形式	2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無				
		庁内	庁外			
熊本市	18.4	○	○	4	○	
八代市		×	×		×	
人吉市	20.4	○	○	3	○	
荒尾市		×	×		×	
水俣市		×	×		×	
玉名市		×	×		×	
山鹿市		×	×		×	
菊池市	26.5	○	×	4	×	
宇土市		×	×		×	
上天草市	19.2	○	×	4	×	
宇城市	23.4	○	○	3	×	
阿蘇市	20.7	○	×	3	○	
天草市		×	×		×	
合志市	23.4	○	×	3	×	
美里町		×	×		×	
玉東町	20.7	○	×	6	○	
南関町		×	×		×	
長洲町		×	×		×	
和水町	18.11	○	×	6	×	
大津町		×	×		×	
菊陽町		×	×		×	
南小国町		×	×		×	
小国町		×	×		×	
産山村	未回答					
高森町		×	×		×	
西原村	20.12	○	×	3	×	
南阿蘇村		×	×		×	
御船町		×	×		×	
嘉島町		×	×		×	
益城町	未回答					
甲佐町	未回答					
山都町	未回答					
氷川町		×	×		×	
芦北町		×	×		×	
津奈木町		×	×		×	
錦町		×	×		×	
多良木町		×	×		×	
湯前町		×	×		×	
水上村	20.4	○	×	3	×	
相良村	未回答					
五木村		×	×		×	
山江村		×	×		×	
球磨村		×	×		×	
あさぎり町		×	×		×	
苓北町		×	×		×	

<大分県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				内部規程制定の形式	2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無				
		庁内	庁外			
大分市	18.4	○	○	1.4	○	
別府市	18.4	○	×	3	○	
中津市	18.4	○	×	4	×	
日田市	18.4	○	×		○	
佐伯市	18.4	○	×	5	○	
臼杵市	27.4	○	×		×	
津久見市	22.9	○	×	4	○	
竹田市	19.9	○	×	4	×	
豊後高田市	18.4	○	×		○	
杵築市	18.6	○	×	3	×	
宇佐市	18.10	○	×	3	○	
豊後大野市	20.5	○	×	3	○	
由布市	18.10	○	×	4	○	
国東市	19.11	○	×	3	×	
姫島村		×	×		×	
日出町		×	×		×	
九重町	20.7	○	×	5	○	
玖珠町		×	×		×	

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <宮崎県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
宮崎市	23.5	○	×	6	×
都城市	18.1	○	×	4	×
延岡市	19.11	○	×	6	×
日南市	24.4	○	×	3.4	○
小林市	27.3	○	×	3	×
日向市	22.12	○	×		○
串間市	18.4	○	×	2	×
西都市	24.10	○	○	3	○
えびの市	23.9	○	○	6	×
三股町		×	×		×
高原町	23.1	○	×	5	○
国富町	20.1	○	×	3	○
綾町	18.4	○	×		○
高鍋町	18.7	○	×	6	×
新富町		×	×		×
西米良村		×	×		×
木城町		×	×		×
川南町	18.7	○	×	4	×
都農町		×	×		×
門川町		×	×		×
諸塚村		×	×		×
椎葉村		×	×		×
美郷町	18.4	○	×		○
高千穂町		×	×		×
日之影町		×	×		×
五ヶ瀬町	19.12	○	×	4	×

<鹿児島県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期(H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
鹿児島市	27.4	○	×	6	○
鹿屋市	19.7	○	○	1	○
枕崎市		×	×		×
阿久根市	18.4	○	×		○
出水市		×	×		×
指宿市		×	×		×
西之表市		×	×		×
垂水市		×	×		×
薩摩川内市	18.11	○	×	6	○
日置市		×	×		×
曾於市		×	×		×
霧島市		×	×		×
いちき串木野市	20.8	○	×	3	○
南さつま市	20.3	○	×		×
志布志市		×	×		×
奄美市	20.4	○	×	2	×
南九州市	22.4	○	×	4	×
伊佐市		×	×		×
始良市		×	×		×
三島村		×	×		×
十島村		×	×		×
さつま町	18.4	○	×		×
長島町		×	×		×
湧水町		×	×		×
大崎町		×	×		×
東串良町		×	×		×
錦江町		×	×		×
南大隅町		×	×		×
肝付町		×	×		×
中種子町		×	×		×
南種子町		×	×		×
屋久島町		×	×		×
大和村		×	×		×
宇検村		×	×		×
瀬戸内町	未回答				
龍郷町		×	×		×
喜界町	22.4	○	×		×
徳之島町		×	×		×
天城町		×	×		×
伊仙町		×	×		×
和泊町	21.5	○	×	6	×
知名町	23.9	○	×		×
与論町		×	×		×

### Ⅲ. 都道府県、市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧

#### 2. 市区町村別通報・相談窓口設置状況等一覧(平成28年3月31日現在)

市区町村 <沖縄県>

市区町村名	1) 内部の職員等からの通報・相談窓口				2) 外部の労働者からの通報・相談窓口設置の有無
	窓口設置時期 (H年.月)	窓口設置の有無		内部規程制定の形式	
		庁内	庁外		
那覇市	22.4	○	×	3	○
宜野湾市		×	×		×
石垣市		×	×		×
浦添市		×	×		×
名護市		×	×		×
糸満市	22.10	○	×	3	×
沖縄市		×	×		×
豊見城市	18.4	○	×	5	×
うるま市		×	×		×
宮古島市		×	×		×
南城市	18.1	○	×	2.5	×
国頭村	22.6	○	×	4	○
大宜味村		×	×		×
東村		×	×		×
今帰仁村		×	×		×
本部町		×	×		×
恩納村	25.4	○	×		○
宜野座村	19.8	○	×	2	×
金武町		×	×		×
伊江村		×	×		×
読谷村		×	×		×
嘉手納町		×	×		×
北谷町	23.4	○	×	3	○
北中城村		×	×		×
中城村		×	×		×
西原町		×	×		×
与那原町	19.4	○	×		×
南風原町		×	×		×
渡嘉敷村		×	×		×
座間味村		×	×		×
粟国村		×	×		×
渡名喜村	未回答				
南大東村		×	×		×
北大東村	未回答				
伊平屋村		×	×		×
伊是名村		×	×		×
久米島町		×	×		×
八重瀬町		×	×		×
多良間村		×	×		×
竹富町	未回答				
与那国町		×	×		×

## (参考) 公益通報者保護法の概要

① 公益通報をしたことを理由とする労働者の解雇の無効等、及び、② 公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置 を定める。

＜平成 16 年 6 月公布、平成 18 年 4 月施行＞

### 1. 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定・社会経済の健全な発展に資すること

### 2. 「公益通報」とは

① 労働者（公務員を含む。）が、② 不正の目的でなく、③ 労務提供先等について、④ 「通報対象事実」が、⑤ 生じ又はまさに生じようとする旨を、⑥ 「通報先」に通報すること

### 3. 「通報対象事実」(④) とは

- (1) 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法の別表に掲げる対象法律に規定する罪の犯罪行為の事実
- (2) 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

【対象法律の例】

刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、消費者安全法等）＜合計 459 法（H28.10.31.現在）＞

### 4. 「通報先」(⑥) と保護要件

- (1) 事業者内部（法律事務所等事業者があらかじめ定めた者も含む）  
：通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合
- (2) 行政機関（通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関）  
：通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（\*）
- (3) 事業者外部（通報対象事実の発生等を防止するために必要であると認められる者 例:報道機関、消費者団体等）  
：上記（\*）及び以下イ～ホのいずれかの要件を満たす場合

イ.内部通報・行政機関への通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ.内部通報をすれば証拠隠滅等のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ.労務提供先から内部通報・行政機関への通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ニ.内部通報した日から 20 日を経過しても、調査を行う旨の通知がない又は正当な理由がなくて調査を行わない場合

ホ.個人の生命・身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

### 5. 公益通報者の保護

「公益通報」をした労働者は、保護要件を満たす場合に、以下の保護を受ける。

- (1) 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・不利益な取扱いの禁止
- (2) （公益通報者が派遣労働者である場合）公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・不利益な取扱いの禁止

### 6. 事業者、行政機関及び公益通報者の義務

- (1) 公益通報に対して事業者がとった是正措置等を公益通報者に通知する努力義務
- (2) 公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適当な措置をとる義務
- (3) 通報先を誤った通報を受けた行政機関が処分等の権限を有する行政機関を教示する義務
- (4) 公益通報をする労働者が他人の正当な利益・公共の利益を書さないようにする努力義務

### 7. その他

本法は、労働契約法第 16 条（解雇権の濫用）等の他の法令の規定の適用を妨げない。